

• 0035802000 •

0035802-000

特240-807

住宅・土地

東京市政調査会・編

東京市政調査会

昭和18

AGE



# 住宅・土地

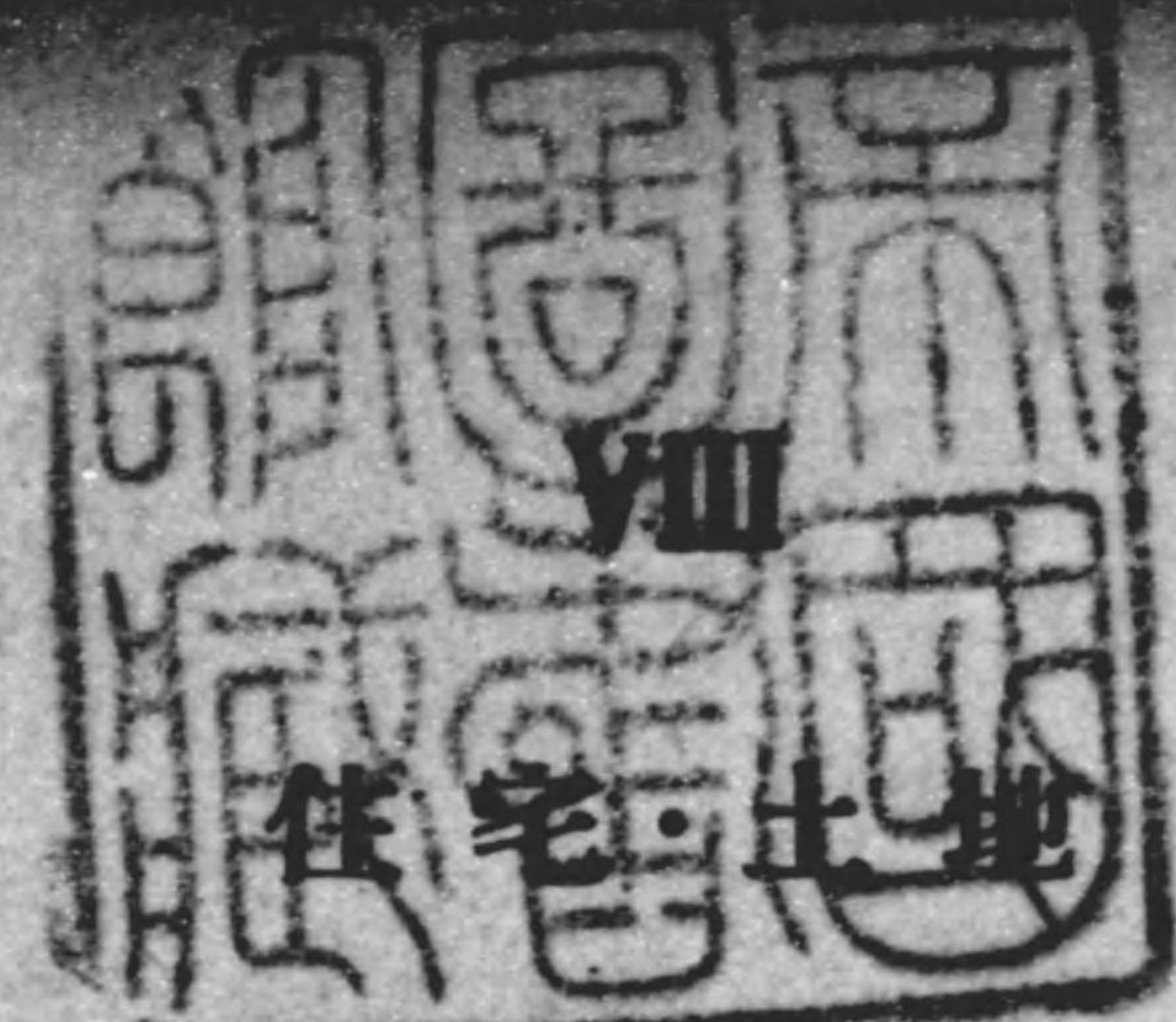
日本都市年鑑  
昭和18年用分冊

財團法人 東京市政調査會





特240  
807



住宅難の深刻化と住宅対策論議の横溢 住宅難の實情 昭和 15 年 9 月閣議

の決定を経たわが國住宅政策史上劃期的な住宅対策要綱は、その年の第 76 帝國議會において立法化されるものが多く、しかも當該諸法律は制定と共に相ついで實施に移された。即ち住宅營團法は昭和 16 年 4 月、貸家組合法は同年 7 月に夫々施行せられ、又住宅政策の基礎資料を得るための大規模な住宅調査も同年 11 月 1 日を期し、人口 15 萬以上の全國 24 都市に一齐に實施されたのであつた（以上の根本と内容については本年既前回版参照）。

然しながら支那事變の進展につれ、軍需生産擴充の必要とこれに伴ふ人口の大都市ならびに工業都市地方への集中とは益々住宅の需要を増大するに對し、一方資材と勞力との獲得難は供給住宅の數を愈々減少せしめる方向に進まざるを得なかつたのである。その結果として住宅難の深刻化が招來されたことはいふまでもない。試みに昭和 16 年 1 月 10 日現在による工業都市 14 市（室蘭・釜石・日立・川口・四日市・東舞鶴・玉野・宇部・新居濱の 9 市および新潟縣新津・群馬縣太田・東京府立川・愛知縣學母・兵庫縣飾磨の 5 町）における住宅調査についてみれば、空家率 1%乃至 2%のものは僅かに 4 都市に過ぎず、他はいづれも 0.5% 以下に止まり、空家殆ど皆無といふ都市さへもある状態であつたが、更に同年 11 月 1 日現在の人口 15 萬以上の全國都市における住宅調査の結果に據るも、住宅不足の實情は前記工業都市の場合に幾かも劣るものではなかつた。即ち空家率 2% を超えるものは 24 都市中僅かに 2 都市、1%乃至 2% のものは 4 都市に過ぎず、残る 18 都市はいづれも 1%未滿といふ空家率を示し、0.2% といふ甚だしきもの數都市を算へる状態であつた。併もかかる絶對的住宅不足の結果は當然中小住宅における過密居住を餘儀なくするに至つてゐること後掲第 4 表に見るが如くである。即ち調査 24 都市中金澤市を除いては、居住室疊數 12 疊未滿の住宅において 1 人當疊數は概ね、常識的に許限密度とされる 3 疊未滿にあるのである。これを住宅用途別に見れば、工場併用住宅にお





いて特に過密状態にある住宅が多く、他は都市に依り区々ではあるが、金澤市の特異の例を除き、他の 23 都市においては 12 畳未満（工場併用住宅においては 15 畳未満）迄の住宅は殆ど過密の状態にあるといひ得る状態にある。下掲表はそれ等過密の状態にある住宅数を用途別に各その総数に對し百分比を以て示したものである（この百分比は用途別に各その用途の總戸数を 100 とし、その内の過密の状態にある住宅戸数の占むる割合を示す百分比であつて各都市の總戸数における夫れではない。尙専用給與住宅は絶対数が極めて少いため、その欄は省略されてゐる）

過密状態にある住宅の各用途別總数に對する割合 (%)

都 市	専 用 持 家	専 用 借 家	店 舖 併 用	工 場 併 用	其 他 併 用	都 市	専 用 持 家	専 用 借 家	店 舖 併 用	工 場 併 用	其 他 併 用
東 京	18.8	60.6	43.0	62.1	38.4	仙 臺	30.3	39.8	38.0	53.8	33.5
大 阪	10.0	52.5	33.5	58.8	20.5	長 崎	20.6	67.3	34.5	51.8	31.2
名 古 屋	8.4	21.1	14.0	31.6	12.2	佐 世 保	39.7	86.9	53.6	74.2	35.7
京 都	6.4	36.4	13.0	38.8	18.2	札 幌	7.4	32.0	23.2	36.1	18.1
神 戸	7.5	47.5	48.0	52.8	25.9	函 館	23.3	51.5	24.7	37.6	19.5
横 濱	28.4	73.9	52.1	66.1	44.4	横 須 賀	34.1	89.5	56.8	75.1	48.3
廣 島	7.9	30.4	16.9	31.9	21.2	小 金 沢	28.0	56.8	40.3	51.3	40.6
岡 崎	18.4	50.6	33.0	46.4	28.3	津 島	2.4	2.2	3.8	3.7	4.6
川 崎	41.5	81.0	45.8	72.3	50.7	津 松	16.1	24.3	11.6	27.7	12.4
奥 平	6.9	44.8	24.1	47.3	29.0	新 潟	18.0	34.5	14.4	33.6	4.6
八 幡	13.1	82.5	45.1	39.1	39.1	山 形	9.8	15.4	15.3	29.1	16.3
尼 崎	2.6	66.7	43.1	43.5	41.1	海 防	8.3	18.3	13.9	30.7	17.2

備考 1. 柳澤統計研究所年報第 50 號（昭和 17 年 12 月）所掲、松浦素氏「人口政策に於ける一課題としての住宅問題」より引用。  
2. 「過密状態にある住宅」とは居住者 1 人當り 3 畳未満の住宅をいふ。

上表によれば、専用住宅借家および工場併用住宅においては居住者が過密の状態において居住しつつある住宅が、その用途に使用せられつつある總戸数の内に占める割合は非常に高く、50% を超えるもの前者において 12 都市、後者において 10 都市を見る状況に在り、福岡・川崎・八幡・長崎・佐世保・横須賀・尼崎・小倉等の工業都市においては専用住宅借家においては 50% 以上の過密居住住宅があり、六大都市中東京・大阪・横濱 3 市においても 50% 以上の過密居住住宅を見るのである。これら諸都市における住宅中、専用住宅借家の占める割合が極めて大なる事實より推して、大都市および工業都市における住宅難の深刻の度の如何に大なるかは略々想像し得られるであらう。

かかる住宅不足の結果は當然に住居を遠隔地に求め、長時間の通勤を餘儀なくされるものが次第に多くなる實情に在る。例へば昭和 15 年 5 月乃至 6 月大阪市内における労務者 10 人以上使用重工業関係工場労務者 4 萬 6 千餘人についての調査によれば、徒歩その他一切の通勤を併せて片道 30 分以上を要するものが 4 割に近く、平均所要時間は 25 分餘、1 時間以上を要するものが 1 割を超え、2 時間以上を要するものすら相當數に達する有様であつた。又同様大阪府において翌 16 年 10 月府下一圓にわたり、労務者 50 人以上使用工場労務者約 30 萬人について實施した居住状態調査によれば、通勤往復所要時間 30 分以上のものは總數の 3 分の 1 強にすぎないが、内 2 萬 1 千餘人は 1 時間半以上の長距離通勤を餘儀なくされて居り、とりわけその大部分は重工業労務者である。平和産業従事者はその絶對多數が 30 分以内のものであり、所要時間 1 時間半以上に及ぶものは僅かに 1 千餘名にすぎぬ状況にあり、現下における住宅難の問題性をよく物語つてゐる。更に最近京濱地方某工場の労務者約 9 千人の通勤事情調査によれば、通勤のため片道 1 時間以上を要するものが、總工員の 2 割餘を占める自家通勤者において約 64%、約半数の借家人においては 25% 餘、總工員の 3 割を占める貸間・下宿・アパート居住者で 17% にも達し、しかも 2 時間以上を要するものが自家通勤者で 12% に近く、借家人でも 2% 弱に達するといふ有様である。

彼上住宅難の深刻化は常に庶民一般にとつての社會問題であるに止まらず、今やこれに基づく工場労務者の保健・風紀の問題すら直接労働能率と關聯して深刻な考慮の対象とされるに至つたが、更に絶對的住宅缺如の問題が、工場の新設擴張に伴ふ労務者の收容難を惹起し、住居施設なきため軍需生産擴充に必要な労務者の徴用をすら不可能にしてゐる事實さへあるといはれるに至つてゐる。

かかる住宅難に對して政府は、會社工場自身による労務者住宅の供給、住宅營團・公共團體の活動に期待せることは勿論であるが、しかし住宅資材の逼迫、建築労務者の獲得難に加へて、建築資材の運搬に必要な小運送の施設および労力の缺如等により、住宅の供給は所期の如くには進捗してゐない。例へば建築統計に基づき東京外重要 21 都市における建物の新築申請總件數を見るも、昭和 12 年において 79 千餘棟 10,844 千餘平方米を示したものが、13 年には 69 千餘棟 9,167 千餘平方米、14 年 78 千餘棟 10,303 千餘平方米、15 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、16 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、17 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、18 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、19 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、20 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、21 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、22 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、23 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、24 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、25 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、26 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、27 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、28 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、29 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、30 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、31 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、32 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、33 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、34 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、35 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、36 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、37 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、38 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、39 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、40 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、41 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、42 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、43 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、44 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、45 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、46 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、47 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、48 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、49 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、50 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、51 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、52 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、53 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、54 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、55 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、56 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、57 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、58 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、59 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、60 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、61 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、62 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、63 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、64 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、65 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、66 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、67 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、68 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、69 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、70 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、71 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、72 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、73 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、74 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、75 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、76 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、77 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、78 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、79 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、80 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、81 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、82 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、83 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、84 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、85 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、86 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、87 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、88 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、89 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、90 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、91 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、92 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、93 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、94 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、95 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、96 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、97 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、98 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、99 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、100 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、101 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、102 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、103 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、104 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、105 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、106 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、107 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、108 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、109 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、110 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、111 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、112 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、113 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、114 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、115 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、116 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、117 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、118 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、119 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、120 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、121 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、122 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、123 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、124 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、125 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、126 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、127 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、128 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、129 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、130 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、131 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、132 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、133 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、134 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、135 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、136 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、137 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、138 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、139 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、140 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、141 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、142 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、143 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、144 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、145 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、146 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、147 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、148 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、149 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、150 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、151 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、152 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、153 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、154 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、155 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、156 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、157 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、158 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、159 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、160 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、161 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、162 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、163 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、164 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、165 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、166 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、167 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、168 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、169 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、170 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、171 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、172 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、173 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、174 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、175 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、176 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、177 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、178 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、179 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、180 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、181 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、182 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、183 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、184 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、185 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、186 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、187 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、188 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、189 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、190 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、191 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、192 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、193 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、194 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、195 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、196 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、197 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、198 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、199 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、200 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、201 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、202 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、203 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、204 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、205 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、206 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、207 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、208 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、209 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、210 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、211 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、212 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、213 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、214 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、215 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、216 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、217 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、218 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、219 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、220 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、221 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、222 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、223 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、224 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、225 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、226 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、227 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、228 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、229 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、230 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、231 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、232 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、233 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、234 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、235 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、236 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、237 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、238 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、239 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、240 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、241 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、242 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、243 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、244 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、245 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、246 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、247 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、248 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、249 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、250 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、251 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、252 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、253 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、254 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、255 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、256 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、257 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、258 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、259 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、260 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、261 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、262 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、263 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、264 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、265 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、266 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、267 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、268 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、269 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、270 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、271 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、272 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、273 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、274 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、275 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、276 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、277 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、278 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、279 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、280 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、281 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、282 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、283 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、284 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、285 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、286 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、287 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、288 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、289 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、290 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、291 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、292 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、293 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、294 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、295 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、296 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、297 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、298 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、299 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、300 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、301 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、302 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、303 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、304 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、305 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、306 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、307 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、308 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、309 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、310 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、311 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、312 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、313 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、314 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、315 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、316 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、317 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、318 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、319 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、320 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、321 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、322 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、323 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、324 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、325 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、326 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、327 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、328 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、329 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、330 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、331 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、332 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、333 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、334 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、335 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、336 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、337 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、338 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、339 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、340 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、341 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、342 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、343 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、344 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、345 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、346 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、347 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、348 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、349 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、350 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、351 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、352 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、353 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、354 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、355 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、356 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、357 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、358 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、359 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、360 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、361 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、362 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、363 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、364 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、365 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、366 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、367 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、368 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、369 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、370 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、371 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、372 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、373 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、374 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、375 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、376 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、377 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、378 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、379 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、380 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、381 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、382 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、383 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、384 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、385 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、386 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、387 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、388 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、389 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、390 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、391 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、392 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、393 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、394 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、395 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、396 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、397 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、398 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、399 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、400 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、401 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、402 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、403 年 59 千餘棟 7,843 千餘平方米、404 年 70 千餘棟 10,303 千餘平方米、405 年



棟 8,409 千餘平方米と一進一退ありとはいへ、やや低下の傾向を示し、殊に 17 年上期においては従来になき減少を示してゐるものの如くであつて、これが時局の影響による商業建築物の減少に起因すること多いとはいへ、その主たる理由が住居建築物の減少にあることは察するに難くはない。しかもこれは建築申請件数であつて、この内現実に建築工事の完了を見たものが年毎に低下の傾向にあることは諸般の事情によつて推察されるのである。かくて昭和 16 年度 3 萬戸、17 年度 6 萬戸の建設豫定数を有する住宅營團の如きもその工事進捗状況は遙かにこの豫定数に及ばざるものの如く、昭和 14 年乃至 17 年 10 月の期間において厚生省より資材の配給を得て會社工場・住宅營團・公共團體等の建設に着手した住宅は世帯向において 20 萬戸に及ばず、共同宿舍において 30 萬人分にすぎぬといはれてゐる。各市が昭和 14 年以降建設した住宅は後掲第 1 表中に特記した如くであり、又府縣等においても勞務者住宅の建設に努力せるものが多いとはいへ、かの勞務者住宅建設損失補償制度に基づき府縣市等の公共團體により昭和 14 年以降 3 箇年度において建設された總戸数は世帯向 8,937 戸、共同宿舍 600 人分にすぎず、全體の内においては極めて乏々たるものである。主として庶民住宅の供給に貢献すべき貸家組合の活動も貸家組合法の施行後日尙淺く、昭和 17 年 11 月迄に組合の結成を見たものは貸家組合 196 (組合員數 101 千餘人)、貸室組合 11 (組合員數 1,802 人) の程度に止まり、しかも資材勞力の取得難が會社工場・住宅營團等に比すべくもない状況の下において、住宅新築をこれに期待することは難く、漸く既存住宅の修繕に専念せしめる程度にすぎぬ状態にある。

**住宅対策に関する諸意見** 以上の如くして、勞務者その他庶民の住宅難は愈々加はり、ひいては 16 年末頃から大都市における學生の下宿難等も世上の喧しき問題となるに至つた。かくて輿論は支那事變勃發當初における如き感情的論議を繰返すことなく、その対策も漸く眞剣・建設的なものとなり、或は抽象的に或はより具體的に各種の觀點より対策意見の提唱横溢を見るに至つた。

例へば昭和 17 年 9 月翼賛會第 3 回中央協力會議においては國民生活の安定といふ觀點より住宅問題に對しても種々の対策意見が開陳せられたが、とりわけ住宅難対策としては轉廢業による空家の利用、住宅營團の機能擴充に對する要望、戦時中建設住宅規格化の提唱の外、子持家族を敬遠するアパート經營者に對する非難乃至

啓蒙的提言、更に貸家貸室國家管理についての發言がなされ、又家賃問題に對しては新築家賃と舊家賃との不均衡是正に關する意見や家賃プール制等についての提案がなされた。

又同年 11 月開催の人口問題全國協議會は、大東亞建設に對處すべき人口政策の一として、現下の情勢に鑑み結婚の促進を圖るを以て喫緊の要務とし、「結婚促進に關する建議」を可決、首相その他關係各大臣に對し提出したが、その主要項目として「新に結婚せんとする者の爲に住居問題の解決を圖ること」を主張してゐる。

然しながらこれ等はその性質上、當面戦時勞働力の確保を直接の目的とする意味においてのものたるよりは、國民住居問題一般の對策として之を論じ、従つてその提言も亦抽象的に止まつてゐるに反し、同年 8 月社團法人建築學會が住宅問題委員會の議を経て企畫院その他關係當局に具申した下掲「戦時下住宅對策としての既存建物利用實施要領案」、又昭和 18 年 3 月日本商工會議所が首相その他關係當局に提出した「戦時勞務者住宅に關する意見」および、之より曩昭和 17 年 11 月翼賛政治會が同様首相その他に提示した「勞務對策要綱」において謳へる「住宅及寄宿舍問題の解決」策の如きは端的に勞務者住宅問題を捉へての對策意見として注目されるものであつた。

**建築學會の「戦時下住宅對策としての既存建物利用實施要領案」** 本要領案は現下の諸狀勢が勞務者住宅難ならびに空襲その他災變時に際し適正住居の大量建設を極めて困難ならしめてゐる實情に鑑み、標記の如く専ら既存の建物を住居に利用又は轉用する場合についての實施方策の要領を具申したものであり、その利用の必要が長期に亙るや又は短期にて可なるやにより利用建物の範圍および利用順位に先後を附し、1) 居住に適する建物にして餘裕ある部分を利用する方法 2) 建物を住居に轉用して利用する方法の 2 に分ち、利用建物の位置、建物の使用標準ならびに利用實施に當つての法規關係等にまで具體的に言及したものである。同要領において示された利用建物の種類別順位は次頁表の如くである。

**日本商工會議所の「戦時勞務者住宅に關する意見」** 本意見は、「軍需生産の飛躍的上昇に伴ひ、人口の都市集中的傾向は益々激化し、深刻なる住宅難は勞務者・一般勤勞者等の生活を脅威して勞働力確保に重大なる障害を醸成しつつあり、他面において建築勞務者並びに資材の拂底と工場の方分散化實現難とにより住宅問題の



利用順位		建物の種別	建物使用の範囲	摘要
長期間 收容の場合	短期間 收容の場合			
1	4	(イ) 比較的居住に適する 休閑建物	住居用建築物にして現に利用せられざるもの (ハ)及(ニ)に属する建築物にして現に利用せられざるもの 別荘	全部 全部又は一部 全部 住宅・共同住宅 寄宿舍・下宿屋 地域的制約あり
2	5	(ロ) 其他の休閑建物	(イ)以外の空家 轉業せる店舗	全部 長期間收容の場合 は改造を要す
3	6	(ハ) 宿泊を目的とするもの	旅館・下宿屋 各種團體等の宿泊施設	全部又は一部
4	7	(ニ) 比較的宿泊に適する建物	料理店・飲食店(座敷あるもの) 遊技場(座敷あるもの) 待合・貸座敷	全部 環境に注意を要す
5	3	(ホ) 其他の建物	劇場・映畫館・演藝場・觀物場 遊技場・俱樂部・競技場・百貨店	全部 長期間收容の場合 は改造を要す
6	1	(ヘ) 公共的にして居住に適するもの	寺院・教會(多數のもの)	一部
7	2	(ト) 其他の公共的建物	學校・圖書館・集會場・公會堂 陳列所・體育館・教會	全部又は一部 長期間收容は一 般に不可

解決は愈々困難なるものあり、政府は戦時勞務者住宅政策の重要性に鑑み、戦時生産施策の一環として之が再検討を行ふと共に新構想に基づき総合的勞務者住宅對策を樹立し之が實施に當りては住宅營團の運営、既存建築の保全活用、住宅監督官制の速施等左記諸點に特に留意し以て本問題の解決に萬遺憾なからんことを望む」だものであり、時期的に見て生産増強が五重點産業に集中せられるに至つた段階においての勞務者住宅對策意見として注目に値する。

記

1) 勞務者住宅新築に當りては住宅營團を擴充強化し住宅建築政策の一元化を圖ること

- 住宅營團の擴充強化を圖ると共に、從來の貸家組合・府縣營・市營等多元的なる住宅新築政策を是正し、住宅の新築は營團をして一元的に擔當せしめ住宅建築公營政策の貫徹を期すること
- 建築工・建築技能者等の費用に必要な措置を講じ全建築能力の組織的集中化を圖ること、新住宅建築請負業の再編成を考慮すること
- 新住宅用地に関しては臨時農地管理令の特例を認むる措置を講ずると共に住宅の新築に當りては氣候・風俗・習慣・民衆等を勘案し、標準設計の地方化を考案すること
- 住宅營團の運営に當りては收支均衡方針を是正すると共に國家補償其他家賃低下に必要な方途により勞務者の收支

適合に留意すること

- 2) 既存住宅建築の維持活用を圖る爲、貸家組合を整備強化すると併せ重要工場地區に於ける不急不用建物の有効活用を圖ること
  1. 高度の統制理念に基づく貸家組合の改組擴充を圖り、全國的貸家統制團體たらしむる措置を講ずると共に既存建物の補修並に店舗・倉庫等の住宅向改造に必要な資材資金の一元的斡旋・配給を行はしめ既存建物の維持活用に萬全を期すること
  2. 貸家組合は工場勞務者に対し優先的に住宅斡旋を行ひ、併せて個人的或は集團的住宅交換の計画的實施並に一般貸家・貸間の需給調整、家賃その他必要な事項の指導統制を爲すこと
  3. 土地工作物管理使用收用令を速かに改正し、重要工場地區に於ける遊休別邸・料亭・旅館・劇場・平和産業寄宿舍・轉廢業店舗・寺院等既存の不急不用建物の管理使用若くは收用に必要なる方策を講ずること
- 3) 工場勞務者の厚生施設に特別の考慮を拂ふこと(略)
- 4) 住宅行政の徹底を期し建築資材の確保・活用を圖る措置を講ずると共に、工場の地方分散化・都市疎開化計畫を推進すること
  1. 地代家賃統制令の運用並に住宅行政政策を徹底せしむる爲住宅監督官制度を速施すること
  2. 物動計畫に當りては建築資材の確保輸送等に特別の考慮を拂ふと共に行政事務を一元化し建築資材の有効活用を圖ること
  3. 工場新設計畫に當りては住宅營團との連繫を緊密ならしむること
  4. 人口の都市集中激化による住宅難・交通激化を緩和し、非常事態に備へる爲困難を排して工場の地方分散化・都市疎開化計畫を速かに樹立實施すること
  5. 家庭防空壕設置方針を闡明にすると共に速かに之に必要な非常措置を講ずること

**翼賛政治會の勞務對策要綱** 本要綱は本來「大東亞戰爭の完遂は戦局の現段階に即應する生産力の増強を必須とす、而して之が實現方策の中樞は勞務對策の確立に在り」との認識に基づき、皇國勞務動員體制の樹立を要請したものであつて、その第1項に「軍需及重要基礎産業勞務者に対する食糧・物資其他生活諸條件の優先的供與」を掲げ、その重要事項として「住宅及寄宿舍問題の解決」をとりあげてゐる。該意見は下掲の如く格別新しきものを含んではゐないが、勞務者住宅問題が重要な政治問題としてとりあげられるに至つたところに意義をもつものである。

「住宅・寄宿舍・工場附屬病院等の建築に付ては必要な敷地・資材の取得、資金の融通、勞働力の獲得等に特別の措置を講じ又住宅營團を一層有効に活用すること。尙必要に應じ應急的に遊休住宅・店舗類を利用せしむる便法を講ずると共に、共同住宅等の既存建物を簡便に買収せしむるの方策を講じ速かに勞務者住宅の充實を圖ること」

**決戦態勢下の住宅對策** 大東亞戰爭が緒戦の域を脱して決戦の段階に入るに及んで、わが國の國防體制は更に強化せられ、産業においては五大超重點産業の擴充



強化が要請されるに至つたが、かかる要請に應じて新たなる勞務の動員を必要とし、ここに又住宅対策は更にその緊要性を加へるに至つた。前項に觸れた如く、勞務者住宅問題は食糧と共に軍需生産増強の槓杆として、その重要性は經濟界はいふまでもなく、政治上の問題としてさへ取り上げられるに至つたのである。かくて昭和 18 年 1 月 20 日の閣議においては「生産増強勤勞緊急対策要綱」が決定され、生産増強のため國民勤勞總力を最高度に發揮する方策として 1) 國民徵用制度の刷新強化 2) 國民勤勞の重點的配置の強化徹底 3) 勤勞管理の刷新強化 と並んで 4) 勤勞者用物資・住宅等に関する対策の強化、が取り上げられ、「勤勞者住宅・寄宿舍及厚生施設は國に於て一定の規格を定め、工場施設と一體的に計畫せしむると共に其の建設、既存建物の有効利用等に付特別の措置を講ずること」が宣明された。

かくて第 81 帝國議會においても、議員の質問に對し政府は、勞務者住宅問題解決の緊要性を認め、住宅規格化ならびに必要資材の重點的配分、住宅營團等に對する住宅建設命令等の用意あることを言明したが、差當り緊急措置として 18 年 3 月 12 日勅令第 123 號を以て土地工作物管理使用收用令を改正すると共に、4 月 1 日商工省令を以て工作物 建築統制規則を公布即日實施し、之と同時に居住用建物につき技術院において決定の臨時日本標準規格第 346 號を強制採用することとしたのである。

**土地工作物管理使用收用令の改正** 本令は必ずしも住宅の場合のみに適用されるわけではないが、元來勞務者住宅の極度の窮乏を告げるに至つた段階において、住宅以外の建物の轉用を必要とするに拘らず、これを容易に行ふべき法的根據を缺いてゐたに對し、之等建築物の借入又は買収を必要とする場合本令の改正によつて之を容易にすることを考慮したものである。即ち從來法令においては政府の行ふ總動員業務に必要な土地又は工作物を管理・使用又は收用せんとする際主務大臣が内閣總理大臣に協議して之を行ふに止まつてゐたのを、更に「閣令ノ定ムル總動員業務ヲ行フ者」をしてその總動員業務のため土地又は家屋其の他の工作物の使用又は收用を必要とするときは當該業務の所管大臣に對し使用權又は收容權の決定を申請し得ることとし、從來事實上各地において懇談的に行はれてきた勞務者住宅用建物の借入或は買収等に法的裏打を與へることとしたのである。

**工作物建築統制規則の制定實施** 從來商工省は建築工作物等に関する物資統制

の見地より輸出入品等臨時措置法に基づく鐵鋼工作物築造許可規則および木造建物建築統制規則を制定し、之により建築物其の他の工作物の築造統制を實施して來たが、時局の重大化に即應して物資の統制を更に強化し、緊急事業に建築工作物を重點的に配給すると共に不急部門は極度に抑制し、同時に建築規格を統一して建築様式の簡素單純化を圖るため、敍上 2 規則を統合して本規則を制定するに至つたものである。

本規則の適用は定着した建築物全般に及ぶものであり、住宅・宿舎・工場倉庫等の建物は勿論、門扉・煙突・タンク等の建物に非ざる建築物および道路・橋梁・隧道・護岸・圍門・岸壁・溝池・線路・管路・電柱・鑿井・窯爐等の建築物に非ざる工作物に及び、新・増・改築は勿論、移轉・修繕・變更等をも含む頗る廣範圍なものである。尤も鐵鋼・セメント・木材を全然使用せずして工作物を築造するものには事實上適用されず、又本規則施行の際工事に著手せる工事中の工作物には原則として適用されない。

同規則によれば、木造等の普通住宅の建築に関する措置（第 3 條及び第 11 條）は國民生活確保の見地から床面積 50 平方米（約 15 坪）以下のものは許可を要せずして建築が出來、50 乃至 80 平方米（約 15 乃至 24 坪）のものは地方長官（東京府は警視總監）の許可を受けた上建築させることとなつてゐる。又 80 平方米を超えるものは眞に已むを得ない場合、例へば多人數等の場合の外は建築を許されない。而して國民生活の簡素實用化を期する見地から普通住宅等の新築については別項の如き臨時日本標準規格を採用強制し、之がため床面積 80 平方米以下の普通住宅については上の如く許可を要せざる（50 平方米以下）ものも、許可を要する（50 平方米以上）ものも全て一定の規格によつて建築せねばならぬと共に、この規格の強制は共同住宅・寄宿舍等についても行はれることとなつた。

即ち從來は緊急事業に供する建築物等は地方長官に對する届出により建築が出來、その他のものは原則として 100 平方米（約 30 坪）以上のもののみについて地方長官の許可を要することとなつてゐたもので、本規則によりその統制が著しく擴充強化されたわけである。

**臨時日本標準規格の採用** 建築物に関する臨時日本標準規格は昭和 17 年末より 18 年初頭にかけて技術院工業品規格統一調査會において建築土木關係臨時委員會を開いて審議決定したものであり、その内「居住用建物に関するもの」（規格第 346 號）は決戦下における最低限度の國民生活確保に必要な新築居住用建物の規格の基準を規定したものである。

本規則は統制物資の節約を目的とすると共に國民生活の最低限を示したものとといふべく、之により資材の節約は 3 割に上るものと見られる。

該規格は 1) 普通住宅・共同住宅及び寄宿舍の設計基準を示したものであり 2) 建物は平家建および 2 階建の 2 種 3) 普通住宅は 1 戸建・2 戸建および長屋建（6 戸建以下）



の3種とし 4) 普通住宅は1戸當りの床面積80平方メートル以下 5) 長屋建は同24平方メートル以上 6) 2戸建は1戸當りの床面積28平方メートル以上 7) 1戸建は同46平方メートル以上 8) 共同住宅は1世帯當り同15平方メートル以上28平方メートル以下 9) 共同住宅および寄宿舍は1人當り同10平方メートル以下とし 10) 普通住宅の就寝に供し得る居室の床面積の合計の總床面積に對する比率の標準は長屋建に在つては55%、2戸建に在つては52%、1戸建に在つては50% 11) 共同住宅の就寝に供し得る居室の床面積の合計の總床面積に對する比率の標準は50%とし 12) 寄宿舍の就寝に供し得る居室は1人當りの床面積2.5平方メートルとしてゐる。 13) 就寝に供し得る居室数の最小限は下表の如くである。

規模の 稱呼	標準總床面 積(平方米) (1戸又は世帯當)	就寝に供し得る 居室数の最小限				規模の 稱呼	標準總床面 積(平方米) (1戸又は世帯當)	就寝に供し得る 居室数の最小限			
		共同 住宅	長屋	2戸建	1戸建			共同 住宅	長屋	2戸建	1戸建
1號	18	1	—	—	—	5號	50	—	3	3	3
2號	25	2	2	—	—	6號	60	—	3	3	3
3號	30	—	2	2	—	7號	70	—	—	4	3
4號	40	—	2	2	—						

**都市の住宅対策** 國家による住宅政策の進展が敘上の如きうちにおいて、地方團體殊に市における住宅対策は、戰時統制下における凡ての行政が然るが如く、國家の施策に應じてこれを補ふ程度に止まらざるを得ない。即ち14年度以降各市の勞務者住宅建設の状況は別表記載の如くであるが、別項の如く、勞務者住宅建設損失補償制度による実績もさして大なるものではなく、同制度自體昭和17年度以降その適用は見られないこととなつた。かくて市は僅かに17年2月以降、東京・横濱・川崎・横須賀(又18年に入り平塚・川口その他も加入)等京濱地方各都市間ならびに各都市内部および18年1月以來京阪神3都市間に夫々住宅交換の制度が實施され、次第に良好な成績をあげつつあるを見る程度に止まり、從來市自ら經營してゐた住宅も近年次第にこれを拂下げるもの多く、殊に横濱市は17年10月29日の市會において市管貸付住宅全部の賣却方針を全會一致可決する等、その住宅政策も兎角財政的見地より左右されてゐるかの觀がある。

尙各市の經營せる社會事業施設たる共同宿泊所は時局の推移とともにその必要性を著しく減じ、既に名古屋市等は支那事變勃發當初勞務者住宅難緩和の一時的便法として一部を除きこれを時局産業勞務者の假宿舍として使用せしめたが、東京市においても最近これを改造して託兒所或は仲仕休憩所等に轉用せしめるに至つてゐる。

共同宿泊所の現況はこれを後掲第3表に掲げた。

尙前述の各市住宅交換制度は從來各市厚生課等による任意的事業として行はれてゐたが、東京市は昭和18年3月27日東京市住宅交換斡旋所規程を制定し、原則として東京市住民のため 1) 自家及借家の交換斡旋 2) 住宅(空室を含む)の供出勸奨 3) 轉廢業者の店舗及作業場等の貸間としての供出勸奨 4) 運送業者との連絡斡旋 5) その他住宅の交換斡旋及供出勸奨に必要な事項を掌らせることとなり、斡旋は無料とし、4月1日より之を實施することとなつた。

**主要都市における土地建物の賣買状況** 都市における土地建物の賣買状況に關しては、その抵當起債状況とともに日本勸業銀行本支店所在およびその附近80都市について、過去數期に亘つて、登記申請書に基づき同行の行つてゐる調査がある。これに據れば、最近數期間における土地建物の賣買状況は次頁表の如く、件数は昭和15年上期を頂上とし、その後地代家賃および價格の抑制、建物の新築難、國土計畫若くは國防上よりする土地建物の利用制限、租稅負擔の加重等に因り漸減の一途を辿つてゐるが、金額は賣買單位の昂騰に因り殆ど保合の状態を持續してゐる。尤も賣買の客體たる物件別に見ると、前期まで漸減の傾向を辿つてゐた建物のみ賣買が昭和17年上期において一躍激増を示してゐるが、これは昭和17年1月1日より家屋稅法施行規則が改正實施せられ、家屋所有權の異動は登記を経由せぬ限り家屋臺帳に登録されぬこととなつた結果、從來相當頻繁に行はれつつあつた登記手續を経ない家屋の賣買が當期より困難となり、登記申請書に基づく本調査の計數に増加となつて現れたことがその主要な原因と見られる。然し右の點を除外するも最近建物の賣買が土地の賣買に比し相對的に増加の傾向にあることは事實であつて、これは大都市に對する人口移動の激化に伴ひ住宅の需要は益々増大しつつある一面、家賃の抑制、資材および勞力の不足等に因り建物の新築が益々困難を加へつつあるので、既存の建物に對する買氣が一段と旺盛になつたことに因ることも充分首肯し得るところであらう。

昭和17年上期における不動産賣買高を、每期比較的取引の多い六大都市・広島および福岡の8大都市とその他の都市(72市)とに分けて觀ると、275頁表の如く件数は8大都市・その他都市とも略同程度であるが、金額では前者が後者の2倍以上に達して居り、件數金額とも兩者の占める割合には近年格別の變化は認められない。



主要都市土地・建物買高期別比較

期 別	土 地 ・ 建 物				内 建 物				平均1件 当 (千円)
	件 数	指 数	金 額 (千円)	指 数	件 数	指 数	金 額 (千円)	指 数	
昭 14 上 期	79,300	100	249,617	100	16,085	100	47,943	100	3.0
昭 14 下 期	74,975	95	270,665	109	17,145	107	45,376	95	2.6
昭 15 上 期	85,845	108	318,571	128	17,585	110	51,847	108	2.9
昭 15 下 期	72,507	91	295,481	118	16,480	104	54,366	113	3.3
昭 16 上 期	60,117	76	257,806	103	14,113	88	53,397	111	3.8
昭 16 下 期	52,241	66	310,030	124	13,472	84	58,462	122	4.3
昭 17 上 期	56,399	71	305,539	122	18,823	117	90,850	189	4.8

- 備考 1. 日本勧業銀行調査課「主要都市に於ける不動産金融事情」(昭和 17 年上期中)に  
 據る。以下 2 表同様。  
 2. 「土地・建物」中には土地および建物の外、土地とともに買収せられたる建物をも  
 含む。以下の表において「土地」中にはこの種のものをも含む。「建物」とは建物  
 のみ單獨に取引の対象となつたもののみを指す。

尤も兩者の買高を前年同期に比すれば、8 大都市は件数金額とも増加してゐるが  
 その他都市においては件数は 12.9% の減少を示してゐる。更にこれを物件別に見れ  
 ば、8 大都市・その他都市を通じて建物買高の激増、土地買高の減退が著しく對蹠  
 的である。而して建物買高の増加は特に 8 大都市に著しく、昭和 17 年上期におい  
 て 8 大都市の不動産買高件数が増加を示したのは専ら建物買高の激増に負ふもので  
 ある。この建物買高の特徴的内容に關し勸業銀行調査は次の如く説明してゐる。

イ) 住宅の買手は住居目的のものが多く、従つて貸家の買高は明渡しを条件とするものが  
 大部分を占めてゐる ロ) 住宅は 6~7 室以下価格 5 萬圓以下のものが最も需要多く、大住  
 宅は使用人の雇入難、家族の減少等に依り賣物は相當多いが買手は稀である ハ) 事務所向  
 建物は官廳・統制團體・時局會社等の方面より需要が極めて多く到底その需要を満し得ない  
 状態に在る ニ) 店舗用建物は企業整備の進行に伴ひ商業地区の賣物が相當増加するものと  
 豫想されてゐたが、現在のところ案外尠少である。これは主として轉廢業者の代り住宅の入  
 手難に起因するものと思はれる \* ) 京濱地帯は國防上工場の新設擴張が殆ど不可能となつ  
 てゐるので、工場用土地建物に對する需要は一般に減退してゐる。

尙都市別に見れば、昭和 17 年上期における 8 大都市不動産買高 25,519 件  
 (217,766 千圓) 中東京市がその半数近く (11,434 件) を占めてゐるが、前年同期に比  
 して件数において増加を示したのは東京・大阪・横濱の 3 市のみで、その他の 5 市  
 においてはいずれも減少してゐる。8 大都市を除く 72 市における當期中の不動産  
 買高は 30,880 件 (87,773 千圓) で、前年同期に比し件数は 12.9% を減少したが、

金額においては反對に同程度の増加を示してゐる。都市別にこれを前年同期中のそ  
 れと比較すれば、件数では減少した都市が多く金額では増加したものが多い。すな  
 はち、件数・金額ともに減少した都市は 27、件数は減少し金額の増加せるもの 26、  
 件数・金額ともに増加せるもの 17、件数において増加し金額の減少せるもの 2 市を  
 算へる状態である。同期中における不動産買高の大なる都市は、西宮・尼崎・八幡・  
 長崎・小倉・鹿児島・熱海・堺・別府・新潟等であるが、これを通じても地方都市  
 への時局の影響をうかがふことが出来よう。

8 大都市・其他都市別土地・建物買高

件 数	8 大都市 其他都市 計	昭17上期		同16下期		同 上期		同15下期		同 上期	
		件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合
件 数	8 大都市	25,519	45.2	23,391	44.7	24,671	41.0	34,263	47.3	37,426	48.6
	其他都市	30,880	54.8	28,850	55.3	35,446	59.0	38,244	52.7	48,420	56.4
	計	56,399	100.0	52,241	100.0	60,117	100.0	72,507	100.0	85,846	100.0
金 額 (千円)	8 大都市	217,766	71.3	222,042	71.6	179,849	69.8	201,909	68.3	220,692	69.8
	其他都市	87,773	28.7	87,988	28.4	77,957	30.2	93,572	31.7	97,879	30.7
	計	305,539	100.0	310,030	100.0	257,806	100.0	295,481	100.0	318,571	100.0

昭和 17 年上期物件別・8 大都市其他都市別不動産買高

		昭 17 上 期		前年同期比較増減(Δ)		同 割 合(%)	
		件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額
土地	8 大 都 市	12,021	143,528	Δ 2,854	6,578	Δ 19.2	4.8
	其 他 都 市	25,555	71,160	Δ 5,574	3,703	Δ 17.9	5.5
	計	37,576	214,688	Δ 8,428	10,281	Δ 18.3	5.0
建物	8 大 都 市	13,498	74,237	3,702	31,339	37.8	73.1
	其 他 都 市	5,325	16,612	1,008	6,113	23.3	58.2
	計	18,823	90,849	4,710	37,452	33.4	70.1
計	8 大 都 市	25,519	217,765	848	37,917	3.4	21.1
	其 他 都 市	30,880	87,772	Δ 4,566	9,816	Δ 12.9	12.6
	計	56,399	305,537	Δ 3,718	47,733	Δ 6.2	18.5

市街地價格の推移状況 市街地價格の推移に關しても日本勸業銀行の調査に據るほか  
 はない。同調査は、昭和 11 年以降内地および臺灣各都市につき最高價格地(最高價格を兼  
 ず地點)・商業地・住宅地・工業地を選び、各々に標準地を設定し(商業地・住宅地・工業地  
 に在つては上・中・下の品等別に各 3 箇所)、各標準地の毎年 10 月 1 日現在における地價の狀



況につき、同行本支店・農工銀行・北海道拓殖銀行より報告を求め、夫々昭和 11 年の土地  
 賣買価格を 100 とした指數に依りその推移を表示したものである。

**六大都市** 該調査に據れば、六大都市地價は最近停滯傾向に在り、昭和 16 年度  
 指數を前年に比べると騰勢微々たるものであつて、殆ど停止状態に在るに反し、そ  
 の他の内地都市地價は相當の騰貴を示してゐるが、その最高價格地指數が前年に比  
 し低下したことは注目すべき現象である。

六大都市地價騰勢鈍化の原因は、支那事變當初前途の見透難から氣迷ひ状態に在  
 つた地價が、尨大な戦費の放出に伴ふインフレ景氣、不動産思惑を含む換物傾向の  
 増大、生産力擴充政策の實行、これに伴ふ人口の都市集中等を反映して漸次強調を  
 呈したが、その後經濟統制の強化殊に不動産自體に對する諸統制の實施に伴ひ沈滯  
 を餘儀なくされたものと考へられる。

これを地帯別に見ると、工業地においては生産力擴充政策の實行に伴ひ急激な需  
 要が起り、工業地地價は先づ 13,14 の兩年著騰を示したが、その後停滯氣味となつて  
 ゐるのは戦時經濟統制の強化に依り工場の新設擴張も抑制せられるに至つた爲と考  
 へられる。住宅地に在つては生産擴充に伴ふ人口大都市集中に基づく住宅需要を反  
 映して地價は 13 年から續騰してゐるが、その後資材不足による建築難、地代家賃  
 ならびに不動産價格の統制等に基き住宅地の需要が抑制されてきたため、當該地價  
 の騰勢にも鈍化の兆が見られるに至つたと解され、又商業地においては、配給機構  
 の整備・取扱商品の減少等に伴ひ、特に従來相當の高値を示した一流地が漸次その  
 經濟價値を減殺されつつあることが與つて力あるものと考へられる。最高價格地の  
 騰勢停止はそれが概ね一流商業地であることによつても、右の商業地價格の場合と  
 同様の事情に基づくことが明かである。

**六大都市以外の都市** 六大都市を除く内地都市の平均地價指數は 278 頁 表の如  
 く 13 年以降續騰し、16 年においては六大都市指數を遙かに上廻つてゐる。該騰貴は  
 前述六大都市におけると同様の事情に基づくものであり、主として工業地・住宅地の  
 値上りに因るものであるが、六大都市指數に比し騰勢顯著なる所以は、中小都市の地  
 價は六大都市のそれに比して騰落の振幅が大であること、および單價が低いため騰  
 貴率が顯著に現れる點に求められるであらう。しかも各地帯別に見るも六大都市に  
 較べその騰貴率が著しく且現在尙強含みであることは、叙上の事情のほか躍進途上

に在る工業都市を多數包含してゐることにも因ること大なることは同表によつてう  
 かがひ得るであらう。

内地都市における最高價格地の地價は下表の如く昭和 15 年までは累年増加を示  
 してゐるが、16 年に至り前年に比し 3 ポイント (2.6%) 低落したことは注目すべき  
 現象である。低落を示した都市は小樽・室蘭・濱松・豊橋・岐阜・宇部・郡山・福  
 島・熊谷・岡崎・一宮・奈良・久留米・防府・瀬戸・山口・萩等であつて、地方代  
 表的産業の不振、貿易の衰退、觀光客の減少等による市勢沈滯を反映せるものとい  
 へるが、同時に六大都市最高價格地について存したと同様の事情に基づくものとも  
 考へられる。前述都市中室蘭・宇部等の如き殷賑産業都市を含んでゐることは主と  
 して斯る理由から説明すべきものであらう。

**時局産業都市** 前項六大都市以外の内地都市中より特に時局産業都市と目せら  
 るる、室蘭・川崎・川口・四日市・尼崎・呉・宇部・八幡・門司・小倉・戸畑・若  
 松・直方・飯塚・大牟田・佐世保の 16 市を選び、その地價の推移を見れば、次表  
 の如くいづれも著しき騰貴の傾向を示してゐる。尤も總平均地價指數も地帯別指數  
 も 16 年に至りその騰貴率がやや鈍化の兆を示してゐることは注目に値する。

**臺灣都市** 臺灣都市の地價は昭和 14 年までは騰勢緩慢であつたが、15 年に至  
 り急角度の上昇を示し引續き 16 年においても強調を呈してゐる。これは支那事變  
 以來臺灣が大陸および南方に對する要衝として一層の重要性を帯びるとともに、臺  
 灣工業化計畫の進捗に伴ひ各種事業の進出著しきものがある一面、臺灣經濟機構が  
 内地のそれに比し高度化が後れてゐるため、各種統制の影響が未だ内地程深刻化し  
 てゐないことに基づくものと考へられる。因みに、昭和 16 年における平均地價指  
 數の騰貴は主として高雄・新竹・臺北の諸都市における騰貴に基づくものであり、  
 最高價格地の騰貴は主として高雄市の影響 (15 年指數 136 より 16 年 182 に上昇) に  
 よるものである。

**市有地の移動狀況** 昭和 16 年中市有地の移動狀況については昭和 17 年 1 月  
 1 日における市有地現在高とともに本會が全國各都市に照會し、その回答を得た 98  
 市の分につきこれを別表に掲げた。これによれば市有地の取得は買収によるものが  
 絶對的に多くを占めること前年度と變りはない(前回版参照)。又本調査によつて推定  
 することは必ずしも妥當ではないが、各市の土地取得又は所有が住宅政策或は都市



内地及臺灣都市地帯別地價指數 (昭和11年=100)

Table with 6 columns (昭12, 13, 14, 15, 16) and rows for various cities (六大都市, 六大都市以外都市, 時局産業都市, 臺灣都市) and categories (住宅地, 工業地, 商業地, 平均, 最高價格地).

備考 1. 日本勸業銀行調査課「市街地價格の推移状況調査」に據る。
2. 調査都市數、六大都市以外都市は昭和11年121、12年135、13年138、14、15、16年各145、いづれも別項時局産業都市を含む。時局産業都市は16市(敘述の部参照)、臺灣都市は各年共9。

計畫等の觀點より爲されてゐるものは少く、その所管課等についてみるも、都市における土地政策の一貫性はうかがはれない。尙各市における官有地・市有地・民有租地・賃貸價格等については、數字はやや古い(昭和15年1月初現在)、本年鑑前々回本版篇に掲載されてゐる。多少の参考とはなり得るであらう。

1 市營住宅 (昭和17年4月初現在)

Table with columns for City (都市), 施設種類及箇所數, 總戸數, 敷地(總面積), 建物(延坪數), 1戸當屋敷數(最低及最高, 平均), 1戸當1箇月賃貸料(最低及最高, 平均), 建築費(總額).

備考 1. 本會の照會に對する各市(府)の回答に據る。該當及回答なき都市は削除した。
2. 「施設種類及箇所數」欄「供」は世帯向供給住宅、「宿」は昭和14年度以降建設の勞務者共同宿舍の略、特記なきものは世帯向賃付住宅。\*印は14年度以降建設のもの。
3. 東京市、イは普通賃付、ロは一般勞務者、ハは勞務者獨身向、ニは半島人向簡易住宅。大阪市、他に市營勞務者住宅650戸を295萬圓を以て建設計畫中。横濱市、勞務者共同宿舍は勞務者向住宅にして市にて建設の上會社に償還金の形式にて分譲するも。長崎市、17年度121戸(350坪)賣却の豫定。又19戸(80坪)建築の豫定。静岡市、17年度に於て大火罹災地區内に150戸(敷地3,750坪)を30萬圓を以て建設の豫定。下關市、「宿舍」は勞務者向に非ざる某方面の要求に基づき建設したるもの。



1 市 營 住 宅 (昭和17年4月初現在)

Table with columns: 都 市, 施設種類及箇所数, 總戸数, 敷地 (總面積, 總建坪, 延坪數), 建物 (坪), 1 戸當量數 (最低及最高, 平均), 1 戸當1箇月賃賃料 (円) (最低及最高, 平均), 建築費 (總額). Rows list various cities like 濱松市, 静岡市, 名古屋市, etc.

備考 日立市、17年度250戸建設計畫目下進行中。水戸市、住宅營團に於て17年度200戸建設決定。小松市、目下1箇所20戸建築中。

1 市 營 住 宅 (昭和17年4月初現在)

Table with columns: 都 市, 施設種類及箇所数, 總戸数, 敷地 (總面積, 總建坪, 延坪數), 建物 (坪), 1 戸當量數 (最低及最高, 平均), 1 戸當1箇月賃賃料 (円) (最低及最高, 平均), 建築費 (總額). Rows list various cities like 5萬未満, 鳥取市, 宇都宮市, etc.

備考 釜山府、\*印住宅は軍人軍屬遺家族救済住宅。清津府、目下2箇所54戸建設計畫中。

(296頁へ續く)



2 住 宅

組 合 (昭和16年3月末現在)

都 市	組合 数	組合 員数	住宅建設費 (円)	組 合 貸付金 (円)	政府低利 貸付額 (円)	既建設 住宅数 (戸)	都 市	組合 数	組合 員数
<b>六大都市</b>									
1 京 京 市	614	5,795	17,003,069	...	15,762,920	6,099	43 室 蘭 市	2	43
2 大 阪 市	28	283	989,354	771,491	611,491	291	44 甲 府 市	27	202
3 名 古 屋 市	61	595	949,475	873,856	873,856	595	45 福 井 市	24	200
4 京 都 市	52	421	971,400	971,400	318,500	421	46 福 野 市	6	43
5 神 戸 市	36	333	1,183,190	985,992	985,992	343	47 四 日 市	5	74
6 横 濱 市	217	2,023	4,212,406	3,860,650	3,382,750	2,023	<b>5萬以上</b>		
<b>20萬以上</b>									
7 廣 島 市	17	170	460,000	—	507,800	177	48 青 森 市	29	241
8 福 岡 市	38	291	718,400	572,580	572,580	291	49 青 川 市	1	25
9 川 崎 市	22	222	355,300	343,200	343,200	222	50 秋 田 市	11	203
10 吳 市	63	572	851,500	654,800	196,200	589	51 千 葉 市	9	83
11 八 幡 市	3	116	141,400	26,880	26,880	116	52 盛 岡 市	18	185
12 尼 崎 市	5	51	106,920	89,100	89,100	51	53 久 留 米 市	1	62
13 仙 臺 市	30	290	875,200	577,800	577,800	290	54 若 松 市(前同)	3	23
14 長 崎 市	26	244	405,800	405,800	405,800	244	55 高 岡 市	12	111
15 佐 世 保 市	19	189	327,439	327,439	327,439	189	56 宇 都 宮 市	16	152
16 堺 市	19	176	521,800	417,440	417,440	206	57 旭 川 市	6	54
17 札 幌 市	45	374	608,656	305,259	305,259	374	58 前 橋 市	14	152
18 靜 岡 市	17	147	298,370	298,370	240,620	147	59 桐 生 市	2	18
19 熊 本 市	19	258	527,112	—	526,010	258	60 桐 野 市	3	23
20 和 歌 山 市	4	38	101,950	97,100	94,700	38	61 岡 崎 市	6	61
21 函 館 市	10	99	176,104	126,400	126,400	99	62 日 立 市	3	22
<b>10萬以上</b>									
22 下 關 市	6	57	180,965	77,000	77,000	57	63 岸 和 田 市	2	24
23 横 須 賀 市	94	779	1,290,000	1,312,550	722,350	779	64 延 岡 市	7	53
24 小 倉 市	17	152	310,900	231,060	231,060	152	65 八 戸 市	8	79
25 小 倉 市	16	247	351,300	—	351,300	247	66 大 分 市	14	155
26 金 澤 市	31	268	581,400	565,500	566,500	268	67 長 野 市	22	175
27 大 牟 田 市	8	110	311,900	256,631	256,631	110	68 八 王 子 市	1	7
28 岐 阜 市	7	56	—	96,000	96,000	—	69 松 本 市	6	47
29 濱 松 市	10	150	262,800	262,800	217,970	150	70 高 崎 市	7	66
30 小 樽 市	8	87	137,195	106,800	106,800	87	71 一 宮 市	5	36
31 岡 山 市	5	52	277,450	145,000	145,000	55	72 山 形 市	10	97
32 新 潟 市	18	217	442,000	—	442,000	217	73 津 市	15	149
33 門 司 市	11	83	162,580	129,520	129,520	83	74 水 市	8	70
34 富 山 市	10	90	132,800	125,878	125,878	90	75 浦 和 市	9	130
35 豊 橋 市	2	16	27,800	19,310	19,310	16	76 大 津 市	5	41
36 高 知 市	25	181	313,808	—	43,892	181	77 宮 崎 市	19	209
37 布 施 市	7	60	153,537	122,830	122,830	60	78 宮 崎 市	19	209
38 西 宮 市	17	128	320,781	286,500	286,500	202	79 水 戸 市	35	287
39 徳 島 市	3	32	71,000	64,000	64,000	32	80 吹 田 市	8	69
40 松 山 市	15	129	229,459	—	215,824	129	81 那 覇 市	14	105
41 宇 部 市	8	85	135,509	117,000	73,000	85	82 別 府 市	4	40
42 高 松 市	11	118	307,703	—	96,342	116	83 鋼 路 市	1	13
							84 奈 良 市	10	81
							85 明 石 市	7	54
							86 大 宮 市	7	68
							87 大 宮 市	1	13
							88 福 山 市		

住 宅 建設費 (円)	組 合 貸付金 (円)	政府低 利資金 貸付額 (円)	既建設 住宅数 (戸)	都 市	組合 数	組合 員数	住 宅 建設費 (円)	組 合 貸付金 (円)	政府低 利資金 貸付額 (円)	既建設 住宅数 (戸)
61,952	10,400	10,400	43	80 都 城 市	2	14	24,300	—	20,900	14
320,781	286,500	286,500	202	91 市 川 市	4	23	48,000	—	26,080	23
403,464	—	360,200	206	92 郡 山 市	15	124	114,530	103,000	103,000	124
95,520	79,600	79,600	44	93 大 垣 市	2	17	—	17,900	17,900	—
169,800	169,800	14,300	74	94 今 治 市	6	47	87,016	—	82,400	47
513,000	410,700	410,700	29	95 松 江 市	33	393	799,700	—	357,404	389
23,123	37,000	37,000	25	96 宇 治 市	1	10	16,000	16,000	15,000	10
554,343	672,100	622,100	315	97 沼 津 市	9	88	182,131	182,131	149,580	88
160,100	—	42,749	83	98 宇 和 島 市	7	47	93,526	—	88,100	47
299,095	227,750	203,750	185	99 小 田 原 市	22	198	396,000	297,000	297,000	198
101,700	—	—	62	100 小 松 市	7	59	104,500	115,000	115,000	59
57,500	44,400	44,400	23	101 弘 前 市	12	105	190,710	133,480	133,480	12
186,260	175,538	175,538	111	102 佐 賀 市	12	123	326,021	323,000	323,000	123
314,150	314,150	314,150	152	<b>5萬未満</b>						
85,094	65,000	65,000	54	103 東 舞 鶴 市	27	278	448,300	11,000	—	278
249,950	249,950	249,950	152	104 鳥 取 市	7	146	53,378	—	116,851	140
27,400	27,400	27,400	18	105 熊 谷 市	1	28	40,804	40,000	40,000	28
43,400	35,120	35,120	23	106 尾 道 市	4	47	144,400	120,800	23,600	57
106,100	99,145	99,145	61	107 足 利 市	9	89	138,780	138,780	138,780	96
28,500	28,500	28,500	22	108 福 島 市	7	61	92,900	88,000	88,000	59
84,250	76,000	76,000	28	109 若 松 市(前同)	2	33	34,200	27,000	27,000	33
110,110	—	92,300	53	110 米 子 市	3	275	522,450	—	47,572	279
160,630	128,500	128,500	82	111 瀬 戸 市	1	10	15,000	14,250	14,250	10
399,200	354,000	364,000	155	112 豊 中 市	6	56	147,025	117,620	117,620	59
674,800	337,000	337,000	175	113 德 山 市	5	56	72,497	67,400	27,500	56
22,420	—	18,600	7	114 諫 早 市	1	7	12,200	12,200	12,200	7
246,500	123,000	123,000	47	115 藤 澤 市	6	54	108,000	81,000	81,000	54
96,000	96,000	96,000	66	116 平 塚 市	6	62	118,600	119,650	119,650	62
67,300	64,910	64,910	36	117 新 居 濱 市	2	14	20,146	—	—	14
189,369	—	164,500	97	118 釜 石 市	16	178	100,390	93,950	93,950	178
289,600	289,600	276,500	149	119 桑 名 市	3	25	44,900	44,900	42,000	25
116,365	116,365	96,100	70	120 鎌 倉 市	16	147	204,350	204,350	204,350	147
228,778	200,500	200,500	130	121 岡 谷 市	1	8	24,300	12,000	12,000	8
128,674	—	128,000	41	122 伊 勢 市	2	17	21,600	21,600	21,600	17
464,700	—	420,780	209	123 津 山 市	1	36	122,860	187,400	187,400	40
416,500	416,500	416,500	287	124 芦 屋 市	—	—	—	—	—	—
187,675	150,140	150,140	67	125 荒 尾 市	—	—	—	—	—	—
204,000	253,800	253,800	105	126 能 代 市	1	8	12,900	12,300	12,300	8
66,400	60,000	60,000	40	127 山 口 市	8	70	126,360	45,500	34,000	70
18,200	14,300	14,300	13	128 唐 津 市	1	11	19,900	17,000	17,000	11
162,000	—	108,964	81	129 出 雲 市	2	19	32,200	—	14,382	19
162,240	135,200	135,200	54	130 帯 広 市	2	17	30,603	21,600	21,600	17
110,310	95,900	95,900	68	131 三 條 市	1	7	7,000	—	7,000	7
20,000	—	15,589	13	132 石 巻 市	2	45	90,800	86,500	86,500	45
				133 土 浦 市	2	16	22,400	22,400	22,400	16

備考 本会の照会に対する各道府縣の回答に據る。\*は前年末、\*\*は前々年末。該當なき

都市は削除した。



2 住 宅

都 市	組合 数	組合 員数	住宅建設費 (円)	組 合 貸付金 (円)	政府低利費 金貸付額 (円)	既建設 住宅数 (戸)	都 市	組合 数	組合 員数
147 鹽釜市	...	...	...	...	...	...	163 北見市	3	32
148 釜田市	1	8	23,400	18,720	18,720	8	164 佐伯市	2	16
149 玉野市	1	10	22,000	22,000	22,000	10	165 上野市	...	...
*150 松阪市	2	27	29,550	29,550	19,000	27	171 福知山市	2	23
*151 立西市	...	...	...	...	...	...	*172 八幡濱市	2	14
*152 八代市	2	14	26,000	—	24,100	14	173 富士宮市	2	28
*153 伊丹市	1	14	25,000	...	19,000	14	*174 教賀市	3	37
*154 三島市	2	16	34,400	14,000	14,000	16	175 高山市	1	8
160 三宮市	3	27	47,056	47,056	39,120	27	176 田邊市	2	70
161 人吉市	...	...	...	...	...	...	178 坂出市	...	...
162 宮古市	3	27	30,926	32,400	32,400	27	189 諏訪市	3	25

3 共同宿泊所 (昭和17年4月初現在)

都 市	施設数	收容 定員 (人)	宿 泊 延人員 (昭和16年 年度) (人)	宿泊料 (1泊分) (円)	宿泊所費 (昭和17年 年度) (円)	宿泊料 收入 (昭和16年 年度) (円)	備 考
<b>六大都市</b>							
*1 東京市	有 13	2,150	529,437	5~15	142,233	60,879	
2 大阪市	有 5	1,536	288,617	12~15	97,125	41,066	
3 名古屋市	有 1	420	41,735	—	—	—	
4 神戸市	有 4	605	99,334	12	31,815	19,450	
5 神戶市	有 4	600	196,752	12~20	45,884	30,705	
6 横濱市	有 2	400	47,336	15	5,494	7,096	
<b>20人以上</b>							
8 岡崎市	*無 1	70	4,397	20	9,111	374	社団法人救護会経営
9 川崎市	有 1	300	53,439	21	16,749	10,153	
10 吳市	*有 2	127	40,410	5~10	6,991	2,830	同済義会及吳施宿所経営
12 尼崎市	*無 1	20	2,828	—	—	—	
17 札幌市	*無 2	450	16,213	無料~10	10,715	156	札幌無料宿泊所、愛隣館 宿泊所
*21 函館市	*有 1	170	11,565	15~25	3,019	2,076	他に海員協会主體に係る 海員無料共同宿泊所あり
<b>10人以上</b>							
28 岐阜市	*無 1	15	2,148	無料~10	590	39	岐阜自助会館
31 岡山市	有 1	20	2,511	20	1,342	502	岡岡縣社会事業協会主營 戸燐金原寮
<b>5人以上</b>							
*60 戸畑市	*有 1	74	17,495	10	12,606	1,684	一宮尙正会経営
61 岡崎市	*無 1	30	254	—	1,039	538	
71 一宮市	有 1	20	326	—	722	—	
76 大津市	*無 1	20	25	—	—	500	
*92 郡山市	*無 1	12	85	—	120	—	

備考 1. 本会の照会に対する各市(府)の回答に據る。×は前年、\*\*は前々年分。  
2. 横濱市、上記中1箇所は16年度末を以て廢止のため豫算は1箇所分のみ。  
八幡市、昭和16年3月31日廢止す。

組 合 (昭和16年3月末現在)

住宅 建設費 (円)	組 合 貸付金 (円)	政府低 利資金 貸付額 (円)	既建設 住宅数 (戸)	都 市	組合 数	組合 員数	住宅 建設費 (円)	組 合 貸付金 (円)	政府低 利資金 貸付額 (円)	既建設 住宅数 (戸)
61,341	40,800	40,800	32	*182 平尾市	1	11	12,000	10,000	10,000	11
32,000	32,000	32,000	16	183 七尾市	1	7	12,700	12,000	12,000	7
...	...	...	...	185 柏崎市	1	20	34,000	—	34,000	20
47,900	—	—	—	186 洲本市	...	...	...	...	...	...
20,146	—	19,000	14	188 海老市	2	36	69,700	67,000	67,000	36
50,800	50,800	33,600	28	*189 館山市	25	278	383,860	...	362,531	278
80,150	...	75,600	37	192 多治見市	...	...	...	...	...	...
—	8,000	8,000	—	193 多治見市	4	33	—	49,000	49,000	—
79,000	79,000	79,000	70	*194 熱海市	1	11	24,300	24,300	17,540	11
...	...	...	...	195 首里市	1	16	21,000	31,200	31,200	16
85,000	40,000	40,000	25							

3 共同宿泊所 (昭和17年4月初現在)

都 市	施設数	收容 定員 (人)	宿 泊 延人員 (昭和16年 年度) (人)	宿泊料 (1泊分) (円)	宿泊所費 (昭和17年 年度) (円)	宿泊料 收入 (昭和16年 年度) (円)	備 考
93 大垣市	無 2	18	49	—	130	—	
96 宇治山田市	無 1	50	6,884	39	3,235	2,833	
98 宇和島市	無 1	10	52	—	—	—	
*101 弘前市	*無 1	100	3,192	—	1,500	—	
<b>5萬未満</b>							
111 足利市	無 1	...	290	35	97	147	
*121 徳山市	無 1	—	1,180	—	—	—	
<b>朝 鮮</b>							
501 京城府	有 1	100	14,103	{ 4~10月 5 11~3月 10	3,858	1,051	
502 平壤府	有 1	60	11,702	{ 4~10月 10 11~3月 5	3,163	785	
512 木浦府	有 1	2	4,869	{ 5~9月 10 10~4月 20	614	723	
<b>臺 灣</b>							
601 臺北市	有 1	30	5,247	12	3,203	630	
603 臺南市	有 1	50	1,564	—	3,350	—	
602 高雄市	有 1	20	2,046	10	1,183	197	
604 基隆市	有 1	30	5,547	15	1,152	832	
605 嘉義市	*有 1	19	107	10	12	5	嘉義博愛会経営
606 臺中市	*有 1	4	422	15	100	69	
607 新竹市	*無 1	10	460	15	520	520	
611 花蓮港市	*無 1	...	164	—	100	16	市方面委員事務助成会経営
*701 臺東市	無 1	30	3,327	—	2,610	1,318	
801 大連市	有 1	10	664	30	199	199	市電報局所費に含む



### 4 用途別居室疊數階級別平均居住人員

(單位人) (昭和16年11月1日現在)

疊數階級	東京市						名古屋市					
	専用持家	専用借家	専用給與	店舗併用	工場併用	其他併用	専用持家	専用借家	専用給與	店舗併用	工場併用	其他併用
6疊未満	2.9	3.4	2.7	3.1	2.9	2.8	2.7	2.7	3.2	3.2	2.8	2.3
6~9疊	4.4	4.1	3.5	4.0	4.1	3.7	3.1	3.5	3.8	3.6	3.8	3.3
9~12	4.4	4.3	4.6	3.9	4.9	4.3	3.6	4.0	3.9	4.2	4.4	3.8
12~15	4.7	4.6	4.8	4.5	5.5	4.8	4.2	4.3	4.4	4.3	4.8	4.2
15~18	5.0	4.9	5.0	5.3	5.9	5.2	4.5	4.3	4.6	4.8	5.4	4.7
18~21	5.2	5.1	5.2	5.7	6.4	5.5	4.9	4.5	5.0	5.1	5.7	4.7
21~24	5.2	5.3	5.3	6.1	7.0	5.7	5.1	5.0	4.9	5.4	5.9	5.2
24~27	5.6	5.5	5.4	6.4	7.5	6.0	5.3	5.2	5.1	5.5	6.0	5.3
27~30	5.7	5.6	5.6	6.8	7.8	6.2	5.6	5.5	5.1	5.7	6.5	5.4
30~36	5.9	5.9	5.9	7.3	8.2	6.6	5.7	5.7	5.4	6.2	7.1	6.0
36~42	6.4	6.2	6.1	7.8	8.8	7.1	5.9	6.0	5.2	6.7	7.7	6.1
42~48	6.4	6.4	6.5	8.2	9.1	7.3	6.1	6.3	5.7	7.3	7.8	6.9
48~54	6.5	6.6	6.9	8.5	9.3	7.5	6.2	6.7	5.7	7.4	8.4	7.2
54~60	6.8	7.1	6.8	8.6	9.7	8.0	6.4	7.0	6.4	7.6	9.0	7.1
60疊以上	7.5	7.3	7.5	9.1	10.2	8.7	7.1	7.8	5.9	8.8	9.4	8.3
大阪市												
6疊未満	3.0	3.3	2.8	2.9	3.0	5.7	2.8	3.0	2.9	2.9	3.3	2.7
6~9疊	3.9	3.9	3.0	3.8	4.0	3.5	3.5	4.3	3.0	3.7	3.8	3.5
9~12	4.3	4.0	4.4	4.3	4.6	4.1	4.0	3.0	3.6	4.1	4.3	3.8
12~15	4.6	4.6	4.5	4.5	5.1	4.6	4.4	4.0	4.1	4.4	4.6	4.2
15~18	4.9	5.0	5.0	5.0	5.5	5.0	4.6	4.3	4.7	4.6	5.1	4.6
18~21	4.9	5.2	5.1	5.3	5.8	5.2	4.8	4.5	4.4	4.9	5.3	4.7
21~24	5.1	5.1	5.0	5.5	6.3	5.5	4.9	4.6	4.8	5.1	5.7	4.8
24~27	5.2	5.4	5.0	5.8	6.8	5.6	5.0	4.8	4.8	5.4	6.0	5.1
27~30	5.4	5.5	5.0	6.2	7.1	6.1	5.0	4.9	4.6	5.6	6.2	5.1
30~36	5.6	5.9	5.4	6.6	7.5	6.1	5.3	5.2	4.8	6.1	6.8	5.7
36~42	5.9	6.3	6.0	7.0	8.0	6.8	5.5	5.6	5.4	6.7	7.5	6.3
42~48	6.2	6.4	6.2	7.4	8.1	7.2	5.7	6.1	5.4	7.2	7.9	6.5
48~54	6.4	7.0	5.9	7.7	8.4	7.0	5.9	6.5	5.6	7.9	8.3	6.9
54~60	6.6	7.4	7.0	7.8	8.9	7.3	6.3	6.7	5.0	7.6	8.8	7.1
60疊以上	7.3	7.6	7.4	8.7	9.5	8.1	7.0	6.7	6.4	8.6	9.3	7.8

備考 1. 昭和16年11月1日現在住宅調査の結果に據る(柳澤統計研究所報、第50號所掲松浦素氏論文より引用)。  
 2. 居室疊數階級別は30疊未満までを3疊階級、30疊以上60疊未満迄を6疊階級としてゐる。

### 4 用途別居室疊數階級別平均居住人員

(單位人) (昭和16年11月1日現在)

疊數階級	神戸市						廣島市					
	専用持家	専用借家	専用給與	店舗併用	工場併用	其他併用	専用持家	専用借家	専用給與	店舗併用	工場併用	其他併用
6疊未満	3.2	3.3	3.0	3.0	2.8	3.1	2.8	3.0	2.8	2.7	3.3	2.9
6~9疊	3.9	3.9	3.7	3.8	3.8	3.6	3.9	3.7	3.8	3.6	3.9	3.3
9~12	4.1	4.0	4.2	4.3	4.3	3.9	4.1	4.0	3.8	4.1	4.3	4.0
12~15	4.4	4.3	4.5	4.6	4.8	4.4	4.3	4.2	4.4	4.4	5.1	4.0
15~18	4.6	4.8	4.8	5.0	5.3	4.8	4.5	4.4	4.0	4.7	5.1	4.5
18~21	4.8	5.0	4.7	5.3	5.7	5.0	4.6	4.7	4.9	5.2	5.6	4.8
21~24	4.8	5.1	4.9	5.6	6.2	5.4	4.9	4.8	5.3	5.5	6.2	4.9
24~27	4.9	5.3	5.1	5.8	6.6	5.4	5.0	5.1	5.0	5.7	6.2	5.1
27~30	5.2	5.4	5.0	6.1	7.0	6.0	5.0	5.2	5.4	6.0	6.6	5.9
30~36	5.3	5.7	4.9	6.5	7.4	6.1	5.4	5.7	5.4	6.4	7.5	6.0
36~42	5.4	5.9	5.4	6.8	7.7	6.0	5.6	6.0	5.6	6.9	7.9	6.5
42~48	5.7	6.4	5.3	7.3	8.3	6.6	5.9	6.6	6.2	7.2	7.9	7.5
48~54	5.9	6.0	5.9	7.2	8.6	7.3	6.1	7.1	5.6	7.7	8.7	7.3
54~60	6.1	6.3	5.4	7.7	8.0	7.2	6.3	6.3	5.3	7.9	9.9	7.6
60疊以上	6.8	6.0	6.3	7.8	9.4	7.2	7.1	8.1	7.7	8.4	9.2	8.3
横濱市												
6疊未満	3.8	3.0	2.8	3.2	3.5	3.1	3.3	3.2	4.2	3.3	3.5	2.4
6~9疊	4.0	3.8	3.4	4.0	4.0	3.9	4.1	3.9	4.2	3.7	4.0	3.6
9~12	4.6	4.2	4.1	4.4	4.8	4.3	4.6	4.5	5.0	4.5	4.8	3.4
12~15	4.9	4.5	4.8	4.9	5.3	4.8	4.7	4.6	4.4	4.8	5.6	4.5
15~18	5.2	4.7	4.9	5.3	5.6	5.2	4.7	4.8	5.8	5.3	5.9	5.0
18~21	5.5	5.1	5.0	5.6	6.3	5.4	5.2	5.2	5.2	5.5	6.4	5.3
21~24	5.6	5.2	5.5	6.0	6.6	5.8	5.4	5.4	5.2	6.0	6.4	5.4
24~27	6.0	5.7	5.5	6.5	7.1	6.2	5.4	5.7	5.1	6.7	7.2	5.8
27~30	6.3	5.9	5.4	5.9	7.4	6.4	5.8	5.9	5.3	6.6	7.8	6.0
30~36	6.6	6.1	5.9	7.1	7.9	7.0	6.0	6.1	5.3	7.3	8.3	6.4
36~42	6.9	6.4	5.8	7.7	8.6	7.3	6.2	6.0	6.0	7.5	8.4	7.6
42~48	7.0	6.3	5.7	8.0	9.6	7.9	6.9	6.7	6.6	8.1	9.1	7.7
48~54	7.0	5.7	6.6	8.6	10.5	7.8	6.7	6.4	5.8	8.3	9.0	7.9
54~60	7.3	6.4	5.4	8.6	9.8	7.9	7.4	7.4	7.5	8.2	9.9	7.6
60疊以上	7.5	6.6	6.4	9.6	9.5	8.7	7.7	8.3	14.4	9.6	9.7	8.4



### 4 用途別居室疊數階級別平均居住人員

(單位人) (昭和16年11月1日現在)

疊數階級	川崎市						八幡市					
	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用
6 疊未満	3.9	3.3	3.8	3.1	2.7	3.3	3.3	3.1	3.5	3.3	1.9	3.0
6 ~ 9 疊	4.6	3.9	4.1	3.9	3.9	3.8	4.3	3.8	4.5	3.9	4.1	3.4
9 ~ 12	4.7	4.3	4.1	4.5	4.3	4.6	4.7	4.1	5.4	4.5	4.5	4.0
12 ~ 15	5.2	4.8	4.7	5.1	5.7	4.6	5.0	4.6	5.0	4.9	5.0	4.8
15 ~ 18	5.5	5.3	5.4	5.4	6.3	5.4	5.3	5.1	5.1	5.2	5.3	5.0
18 ~ 21	5.9	5.8	5.7	6.0	6.9	6.0	5.6	5.9	5.2	5.5	5.7	5.5
21 ~ 24	6.3	6.3	6.7	6.2	6.7	5.9	5.7	6.2	5.6	5.7	6.9	5.6
24 ~ 27	6.5	6.8	6.7	6.6	7.6	6.5	6.0	6.6	5.2	6.2	6.5	5.9
27 ~ 30	6.8	6.8	6.4	7.1	7.4	7.0	6.3	7.3	5.2	6.2	8.1	6.0
30 ~ 36	7.1	8.1	7.0	7.5	9.0	7.0	6.4	7.4	5.5	6.8	7.6	6.5
36 ~ 42	7.4	8.5	8.3	7.6	7.9	7.2	6.9	7.8	7.2	7.6	7.6	7.4
42 ~ 48	7.4	8.5	6.2	8.0	7.7	7.9	6.9	7.4	6.3	8.1	8.6	7.7
48 ~ 54	8.0	8.7	8.6	8.5	7.6	8.1	7.0	10.1	8.2	9.0	8.8	8.1
54 ~ 60	7.6	11.0	11.0	7.9	11.0	7.3	7.3	7.5	6.4	8.5	11.0	8.0
60 疊以上	8.3	9.5	7.7	9.7	11.0	8.7	7.8	10.5	7.3	9.1	9.6	10.2

疊數階級	吳市						尼崎市					
	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用
6 疊未満	2.3	2.8	1.3	2.7	2.8	2.8	4.1	3.0	2.5	3.0	2.1	2.1
6 ~ 9 疊	3.1	3.3	3.4	3.6	4.1	3.3	4.6	3.8	4.2	3.8	3.8	3.3
9 ~ 12	4.0	3.7	4.1	4.4	3.9	3.8	4.5	4.0	4.2	4.3	3.7	4.2
12 ~ 15	4.6	4.2	4.6	4.9	4.8	4.4	4.8	4.5	5.0	4.7	4.5	4.5
15 ~ 18	5.0	4.7	4.8	5.5	6.1	4.8	5.0	5.0	5.3	5.0	5.2	4.8
18 ~ 21	5.3	5.4	5.1	5.9	5.7	5.3	4.9	5.6	5.2	5.5	5.4	5.4
21 ~ 24	5.7	5.9	5.0	6.5	6.4	5.7	5.1	5.7	5.1	5.7	6.5	5.3
24 ~ 27	5.9	6.4	5.7	6.8	6.9	6.3	5.5	5.8	5.1	5.9	7.2	5.8
27 ~ 30	6.2	7.0	5.4	7.6	7.1	6.5	5.5	6.3	5.0	5.8	6.6	6.8
30 ~ 36	6.8	7.6	5.3	7.7	8.1	7.1	5.8	6.7	6.2	6.7	6.9	6.5
36 ~ 42	7.3	8.1	7.5	8.2	8.9	7.6	6.3	7.5	6.3	7.0	7.2	7.7
42 ~ 48	7.7	8.7	5.6	8.3	9.3	8.3	6.3	7.7	4.2	7.4	8.5	6.5
48 ~ 54	7.8	9.1	5.4	9.3	8.9	8.0	6.0	7.8	9.0	8.2	10.3	5.8
54 ~ 60	8.5	9.5	5.0	9.0	10.1	8.1	6.8	8.1	4.0	8.7	9.7	6.0
60 疊以上	8.3	9.4	7.5	8.4	9.3	9.0	7.2	10.9	7.1	7.4	9.6	7.2

### 4 用途別居室疊數階級別平均居住人員

(單位人) (昭和16年11月1日現在)

疊數階級	仙臺市						佐世保市					
	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用
6 疊未満	3.5	2.6	4.8	2.9	3.3	2.3	3.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.0
6 ~ 9 疊	4.8	3.7	4.7	4.0	4.3	3.9	3.8	3.3	4.3	3.8	4.0	3.6
9 ~ 12	5.0	4.2	4.6	4.4	5.5	4.5	4.6	4.1	4.1	4.6	5.2	4.2
12 ~ 15	5.8	4.5	5.1	4.9	5.4	4.9	5.1	4.7	4.4	5.2	5.5	5.2
15 ~ 18	6.0	4.7	5.4	5.5	6.5	5.5	5.6	5.5	4.8	5.8	6.4	5.6
18 ~ 21	6.0	4.9	5.3	5.8	6.3	4.9	6.1	6.0	5.1	6.3	7.3	6.0
21 ~ 24	6.2	5.1	5.3	6.1	6.5	5.9	6.3	6.7	5.2	6.9	7.8	5.9
24 ~ 27	6.4	5.4	5.3	6.5	7.7	6.2	6.6	7.1	6.3	7.4	7.8	6.6
27 ~ 30	6.7	5.6	5.8	6.7	7.0	6.3	6.6	7.2	7.1	7.7	8.8	6.5
30 ~ 36	6.4	5.9	6.0	7.3	7.2	7.0	6.9	7.8	6.6	7.7	8.4	7.1
36 ~ 42	6.9	6.3	5.8	7.8	8.0	6.3	7.4	8.4	7.9	8.2	9.5	7.3
42 ~ 48	7.1	6.7	5.7	8.5	8.7	7.0	7.6	9.0	11.0	8.2	10.1	8.3
48 ~ 54	7.2	7.5	5.1	8.6	9.0	8.8	8.4	8.9	—	9.0	10.9	8.5
54 ~ 60	7.3	7.0	6.1	8.8	7.8	7.8	8.1	8.2	—	9.6	10.6	7.2
60 疊以上	8.0	7.5	6.0	9.0	8.8	9.3	8.6	8.3	9.0	9.5	10.0	8.7

疊數階級	長崎市						札幌市					
	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用	專用持家	專用借家	專用給與	店舗併用	工場併用	其他併用
6 疊未満	2.8	3.0	2.0	2.9	4.8	3.4	2.4	2.0	3.0	2.8	2.0	1.7
6 ~ 9 疊	3.8	3.7	3.6	3.8	4.2	3.8	2.8	3.2	4.4	3.8	4.0	3.0
9 ~ 12	4.7	4.3	4.7	4.3	4.9	4.4	4.3	4.1	5.0	4.4	4.6	3.9
12 ~ 15	5.1	4.7	4.3	4.8	5.4	5.4	4.7	4.5	4.8	4.9	5.2	4.7
15 ~ 18	5.5	4.9	5.0	5.4	5.9	5.6	5.0	4.8	5.1	5.3	5.8	5.4
18 ~ 21	5.6	5.3	4.7	5.6	6.1	5.3	5.2	5.0	5.5	5.6	6.2	5.7
21 ~ 24	5.8	5.6	5.1	6.2	7.1	6.3	5.4	5.1	5.2	6.2	6.7	6.5
24 ~ 27	5.8	5.9	5.3	6.4	7.2	6.6	5.4	5.5	5.3	6.1	6.8	5.7
27 ~ 30	6.0	6.2	6.0	6.6	6.8	6.7	6.0	5.3	4.9	6.8	7.1	6.3
30 ~ 36	6.3	6.6	5.8	7.2	8.2	6.7	5.9	6.3	5.4	7.0	7.5	6.6
36 ~ 42	6.4	6.9	5.8	7.9	9.7	6.6	6.2	6.9	5.8	7.2	8.3	7.0
42 ~ 48	6.5	7.6	5.0	7.7	8.4	7.1	6.5	7.4	5.1	8.0	8.6	7.8
48 ~ 54	6.8	8.1	4.8	8.1	9.9	7.7	6.9	7.8	5.8	8.3	9.2	6.5
54 ~ 60	7.1	8.1	6.0	8.7	8.1	8.7	7.3	8.4	5.9	8.9	9.9	7.9
60 疊以上	7.8	7.5	6.1	9.0	7.9	9.2	7.5	7.9	5.9	9.2	10.3	8.5



### 4 用途別居室疊數階級別平均居住人員

(單位人) (昭和16年11月1日現在)

疊數階級	西館市						小倉市					
	專用持家	專用借家	專用給與	店舖併用	工場併用	其他併用	專用持家	專用借家	專用給與	店舖併用	工場併用	其他併用
6 疊未満	2.2	2.4	—	2.5	2.0	2.8	3.1	3.2	3.3	3.2	2.6	3.4
6 ~ 9 疊	3.9	3.4	3.4	3.5	3.8	3.2	4.3	3.2	3.9	3.9	4.5	4.1
9 ~ 12	4.6	4.2	4.8	4.2	5.0	3.5	4.7	4.1	4.2	4.5	5.1	4.0
12 ~ 15	4.8	4.6	5.1	4.9	5.1	4.5	4.8	4.6	4.8	4.9	5.1	4.8
15 ~ 18	5.4	4.9	5.0	5.4	5.9	5.1	5.3	4.9	5.3	5.3	5.6	5.6
18 ~ 21	5.5	5.3	5.1	5.7	6.2	5.3	5.5	5.4	7.8	5.6	6.0	4.7
21 ~ 24	5.8	5.6	5.3	6.0	6.6	4.9	5.6	6.2	5.6	6.1	7.4	6.1
24 ~ 27	5.8	5.9	4.9	6.3	7.1	6.2	5.9	6.8	6.0	6.6	6.6	5.9
27 ~ 30	6.0	6.3	4.6	6.8	7.7	6.7	6.2	6.9	5.6	6.6	7.3	7.0
30 ~ 36	6.2	6.4	5.3	7.2	7.5	6.6	6.6	7.5	6.0	7.3	8.2	6.4
36 ~ 42	6.4	6.9	5.2	7.6	8.4	7.0	6.9	7.8	4.9	7.4	9.4	7.1
42 ~ 48	6.7	7.7	5.9	8.0	9.1	7.3	7.3	8.9	6.0	8.0	9.8	7.8
48 ~ 54	7.3	7.2	5.4	7.7	9.4	7.6	7.3	8.8	6.6	8.3	8.8	7.9
54 ~ 60	7.0	6.1	5.4	8.5	9.8	7.1	7.7	8.2	4.7	9.2	9.0	8.5
60 疊以上	7.6	7.5	5.1	9.0	9.3	7.5	8.2	9.5	5.4	9.3	11.0	9.0
	横須賀市						金澤市					
6 疊未満	3.3	2.8	3.7	2.7	2.9	2.7	3.1	2.0	1.0	2.4	1.0	1.5
6 ~ 9 疊	3.7	3.4	4.5	3.9	3.9	3.6	2.9	2.7	2.0	3.4	3.5	2.4
9 ~ 12	4.7	4.0	3.7	4.6	4.8	4.4	3.4	3.4	3.1	3.5	3.8	3.5
12 ~ 15	5.3	5.0	4.7	5.2	5.6	5.4	4.0	3.7	3.8	3.9	3.9	3.8
15 ~ 18	5.8	5.8	5.2	6.0	6.1	5.7	4.2	3.8	4.0	4.2	4.3	4.1
18 ~ 21	6.1	6.4	5.3	6.3	6.7	6.2	4.3	4.1	4.6	4.4	4.5	4.4
21 ~ 24	6.5	7.2	5.6	6.8	8.1	5.8	4.4	4.3	5.4	4.6	4.9	4.4
24 ~ 27	6.9	7.3	5.6	6.9	7.7	6.9	4.5	4.5	5.0	4.8	5.1	4.7
27 ~ 30	6.9	7.2	5.3	7.5	7.7	7.3	4.6	4.6	4.7	5.2	5.6	5.1
30 ~ 36	7.3	7.9	6.6	7.8	9.1	7.5	4.8	4.8	5.0	5.5	5.7	5.5
36 ~ 42	7.8	8.3	5.8	8.8	9.9	7.2	5.2	5.3	5.8	6.0	6.0	5.9
42 ~ 48	8.2	9.0	9.2	8.7	11.0	8.1	5.4	5.6	4.6	6.4	7.1	5.8
48 ~ 54	8.8	8.3	5.0	9.1	11.0	8.2	5.7	6.2	6.8	6.8	7.1	6.1
54 ~ 60	9.1	11.0	11.0	10.3	11.0	8.9	5.8	6.5	6.9	6.8	7.5	6.7
60 疊以上	9.3	11.0	7.3	10.9	9.7	8.0	6.4	6.7	5.6	7.6	8.1	7.8

### 4 用途別居室疊數階級別平均居住人員

(單位人) (昭和16年11月1日現在)

疊數階級	横 阜 市						關 山 市					
	專用持家	專用借家	專用給與	店舖併用	工場併用	其他併用	專用持家	專用借家	專用給與	店舖併用	工場併用	其他併用
6 疊未満	2.3	2.8	3.3	2.5	2.9	2.3	2.4	2.1	3.8	2.5	3.1	2.3
6 ~ 9 疊	3.1	3.0	3.5	3.5	3.7	3.8	3.2	3.1	3.1	3.1	3.5	3.2
9 ~ 12	3.8	3.6	4.0	3.9	4.2	3.8	3.7	3.4	3.6	3.7	4.1	3.0
12 ~ 15	4.0	3.9	4.3	4.3	4.7	4.1	4.2	3.7	4.1	4.1	4.7	4.0
15 ~ 18	4.3	4.0	4.5	4.5	4.9	4.5	4.2	3.9	4.9	4.5	4.8	4.3
18 ~ 21	4.4	4.1	4.5	4.9	5.4	4.5	4.5	4.2	4.4	4.8	5.7	4.8
21 ~ 24	4.6	4.2	5.4	5.0	5.5	4.6	4.6	4.4	4.4	4.9	5.8	4.8
24 ~ 27	4.8	4.5	4.4	5.0	5.4	5.0	4.8	4.7	4.2	5.3	6.1	5.2
27 ~ 30	5.3	4.6	3.8	5.3	6.1	4.8	5.0	4.7	4.2	5.4	6.5	5.3
30 ~ 36	5.4	5.6	3.9	5.7	6.3	5.2	5.2	5.1	5.0	5.9	7.2	5.7
36 ~ 42	5.5	5.6	5.0	6.1	6.7	5.9	5.3	5.3	5.4	6.1	7.0	6.7
42 ~ 48	5.9	5.8	5.5	6.5	7.3	6.2	5.6	5.5	5.8	6.7	7.1	7.0
48 ~ 54	6.0	6.0	6.0	7.1	7.4	6.1	5.9	6.6	5.0	7.3	8.4	6.9
54 ~ 60	6.5	6.4	4.0	7.3	7.4	6.5	6.5	6.4	5.2	6.9	8.0	6.6
60 疊以上	7.3	6.6	4.9	7.7	9.0	7.9	7.0	7.1	6.9	7.6	7.9	8.7
	濱 松 市						新 潟 市					
6 疊未満	2.4	2.9	4.5	2.8	4.2	2.2	1.6	2.7	2.0	2.2	4.8	3.0
6 ~ 9 疊	3.4	3.4	2.9	3.7	3.8	3.3	3.0	3.2	6.0	3.7	4.0	2.9
9 ~ 12	4.0	3.8	3.8	4.2	4.5	4.1	4.1	4.1	5.0	4.3	4.5	3.5
12 ~ 15	4.8	4.0	4.9	4.4	4.8	4.2	4.5	4.3	4.3	4.7	4.8	4.5
15 ~ 18	4.7	4.2	4.1	4.7	5.3	4.3	4.8	4.6	4.8	5.0	5.5	4.3
18 ~ 21	4.9	4.4	4.6	5.0	5.6	4.9	5.2	4.8	4.5	5.3	6.4	4.7
21 ~ 24	5.1	4.6	5.3	5.1	6.1	5.3	5.5	4.9	4.8	5.9	6.0	5.6
24 ~ 27	5.5	4.9	5.4	5.5	6.3	5.7	5.6	5.3	4.2	5.9	6.5	5.7
27 ~ 30	5.7	5.1	4.9	5.6	7.1	6.3	5.8	5.3	5.4	5.9	7.2	6.3
30 ~ 36	6.0	5.6	5.0	6.2	6.8	6.3	6.1	5.5	5.7	6.7	7.6	5.8
36 ~ 42	6.3	6.1	3.3	7.0	8.1	6.4	6.2	5.9	5.4	7.0	7.8	6.4
42 ~ 48	5.8	6.9	6.7	6.9	8.5	7.1	6.5	6.5	4.0	7.4	8.0	6.8
48 ~ 54	7.2	6.0	6.0	8.3	8.3	8.0	6.9	6.6	5.9	7.9	9.0	9.0
54 ~ 60	7.2	8.1	8.0	7.7	10.1	8.4	7.0	7.8	5.9	8.4	9.4	8.2
60 疊以上	8.1	7.1	6.8	9.1	10.3	8.8	7.8	8.3	4.9	8.9	9.0	8.4



5 昭和16年中各市

都 市	取 有 地									
	無償下附		有料拂下		買 收		收 用		寄 附	
	坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)
六大都市										
1 京都市	1,247	62,245	5,920	509,889	54,927	2,199,203	514	2,829	6,825	263,255
2 大阪市	1,211	76,303			140,762	7,319,211	11	901	22,486	324,338
3 名古屋市	2,041	78,721			147,150	1,306,870			5,713	114,192
4 京都市	35				32,769	924,190			8,385	193,003
5 神戸市					15,979	987,700				
6 横浜市	4,400		9,116	227,917						
20万以上										
7 廣島市										
8 川崎市	1,926	68,859			103,009	1,049,400	34	844		
9 岡崎市					221,331	714,830				
10 八幡市					2,101	56,672	276	10,899	1,170	30,610
11 八幡市					11,928	390,297				
12 八幡市					8,861	41,479			40	
13 八幡市					1,166	33,750				
14 八幡市					20,002	93,466			5,040	22,680
15 八幡市					3,044	50,092				
16 八幡市					2,275	90,265				
10万以上			8	85						
22 下関市					17,470	114,384				
23 横須賀市					12,227	83,401				
24 鹿兒島市					2,438	51,586			137	
25 金沢市	31				3,625	44,075				
26 岐阜市	28	84	501	1,888	3,172,252	89,350				
27 小樽市					1,637	21,143			10,733	
28 山形市					11,419	220,219			123	
29 新潟市							4,619		5,719	
30 新潟市										
31 新潟市										
32 新潟市										
33 新潟市										
34 新潟市										
35 新潟市										
36 新潟市										
37 新潟市										
38 新潟市										
39 新潟市										
40 新潟市										
41 新潟市										
42 新潟市										
43 新潟市										
44 新潟市										
45 新潟市										
46 新潟市										
47 新潟市										
48 新潟市										
49 新潟市										
50 新潟市										
51 新潟市										
52 新潟市										
53 新潟市										
54 新潟市										
55 新潟市										
56 新潟市										
57 新潟市										
58 新潟市										
59 新潟市										
60 新潟市										
61 新潟市										
62 新潟市										
63 新潟市										

備考 1. 本会の照会に対する各市の回答に據る。回答なき都市は削除した。八幡市、賣代、伊丹、宮古、北見、濱田、鳥原、七尾、舞鶴、飯田、大村の各市。  
2. 該當なき都市：一 豊橋、千葉、津、大津、長岡、宮崎、防府、船橋、半

市有地移動状況

都 市	得										渡 (市有地)			
	埋 立	編入町村よりの引継		其の他		賣 却		貸 付		使用料 (円)				
		坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)	坪数	価格 (円)					
1					85,683	5,859,227	90,109	7,550,123	350,476		1,825,486	1		
2	7,984	3,127,730					2,964	422,839	26,897	1,743,338	66,615	2		
3							24,671	644,812	2,002		231	3		
4					408,923	18,655,950	1,101	27,121	28,037		99,158	4		
5									2,555		4,726	5		
6							7,103	149,590	9,164		19,696	6		
7							2,974	78,709	8,662		16,376	7		
8							1,926	68,859				8		
9									1,851			9		
10									1,578	2,176		10		
11							10,827	47,574	3,210		9,667	11		
12							259	18,367	41,559	207,795	899	12		
13							2,014	20,095	9,994		16,744	13		
14					965,400	272,800	1,122	11,022	230		320	14		
15							225	9,000	439,065	4,545,070	108,503	15		
16							3,206	16,852				16		
17					496,778	186,816	1,390	7,165				17		
18							9,079	163,249	15,392		12,919	18		
19												19		
20							9,401	60,673				20		
21							1,271	20,706	3,286		4,280	21		
22							161	1,963				22		
23							31	201				23		
24							2,085	90,327	1,651			24		
25							147	2,840				25		
26												26		
27							3,541					27		
28							626	13,878				28		
29							3	207				29		
30												30		
31												31		
32												32		
33												33		
34												34		
35												35		
36												36		
37												37		
38												38		
39												39		
40												40		
41												41		
42												42		
43												43		
44												44		
45												45		
46												46		
47												47		
48												48		
49												49		
50												50		
51												51		
52												52		
53												53		
54												54		
55												55		
56												56		
57												57		
58												58		
59												59		
60												60		
61												61		
62												62		
63												63		

却金坪数に對し價格僅少なるは金價度分したる土地を含むにある。  
田、米澤、小野田、釜石、彦根、芦屋、三原、荒尾、出雲、三條、飾磨、川内、立川、八







### 1 市營住宅

(昭和17年4月初現在)

### 6 各市市有地現在高

(昭和17年1月1日現在)

都 市	施設種類及箇所数	總戸数	敷 地		建 物 (坪)		1 戸當疊數		1 戸當1箇月賃賃料 (円)		建築費 總額 (円)
			總面積 (坪)	總坪數	延坪數	最低及最高	平均	最低及最高	平均		
00 木浦府	1	6	262	83	83	13.5, 15.5	14	12, 13	12.5	9,400	
01 海州府	1	10	234	115	115	12.5	12.5	16, 17	16.2	18,000	
	1	20	1,448	285	285	10~14	12	8~12	10	6,000	
	*供	...	5	750	135	28	28	—	—	29,339	
		34	4,634	532	532	14~18	16	—	—	138,217	
02 新義州府	1	81	3,964	1,027	1,027	11~27	19	10~25	17.8	123,000	
	2	100	3,667	959	959	9~29	19	6~33	20	155,000	
03 全州府	3	35	1,700	410	410	3~6	4.5	17~23	18	81,500	
	*供	1	10	812	200	3~6	...	—	—	28,000	
04 晋州府	1	20	1,024	277	277	12, 19	15	23, 27	24	54,000	
05 羅津府	2	200	5,454	1,256	1,256	3~16	...	3~30	...	164,822	
	2	55	6,710	1,023	1,023	9~10	...	11~40	...	291,870	
臺 灣											
001 臺北市	9	908	67,740	40,867	40,867	6~21.5	15	5.5~38	13.2	350,000	
002 高雄市	9	393	18,078	4,573	4,573	6~39	14	7~65	14	466,300	
	4	109	5,014	1,666	1,666	6~26	13	15~38	19	359,543	
	...	71	2,430	965	965	10.5~30	14	11~35	15	100,000	
	...	75	4,383	1,233	1,233	12.5~29	18.5	18~55	25	...	
003 臺南市	2	122	5,775	1,653	4,050	10.5~21	12	12~28	18	203,496	
	1	96	6,026	1,463	1,463	13.5~23	16.5	24~38	27	360,000	
004 基隆市	1	50	2,552	800	800	12~18.5	13.7	18~30	21.2	150,500	
005 嘉義市	3	117	7,434	1,718	1,718	14.5, 18.5	15.5	13, 20	15.7	122,574	
006 臺中市	1	100	8,478	1,018	1,018	16, 20.5	17.4	24, 32	25.4	290,974	
007 新竹市	1	140	11,702	2,552	2,552	12~18.5	...	12~20	...	252,761	
	1	143	11,736	2,469	2,469	12~18.5	...	21~35	...	452,200	
008 彰北市	7	63	7,483	781	781	11~37	13.9	15.6~65	21.1	275,930	
009 屏東市	1	30	493	300	370	10.5~20	14	14~20	18	40,976	
	1	12	105	50	80	10.5	10.5	13~15	14	19,952	
010 花蓮港市	2	34	1,475	495	495	12~24	15.5	12~35	22	64,000	
	1	54	8,303	800	800	12~22	16	20~40	30	170,000	
關 東 州											
001 大連市	13	873	25,814	12,238	15,886	9~39.5	14.6	12.5~65	26	1,676,144	
	2	546	27,236	6,497	9,231	12~18.5	15	10~37	26	2,350,000	
002 旅順市	13	91	5,681	1,457	1,930	10.5~29	18.6	10~39	25.8	264,512	
	2	76	3,762	1,331	1,331	14~16	15.3	5~34	28.3	320,000	

備考 海州府、「\*供」上段は府廳の舍宅。  
 新義州府、17年度3箇所100戸(建坪1,049坪)を25萬圓にて建設中。  
 臺北市、中3箇所342戸は17年4月1日臺北市より移管のもの。  
 臺中市、94戸目下建築中。

都 市	行政財産		財政財産		計		市有地管理 局課名
	坪 數	價 格 (円)	坪 數	價 格 (円)	坪 數	價 格 (円)	
六大都市							
1 東京市	70,471,484	318,027,697	843,030	111,327,332	71,314,514	429,355,029	総務課、電氣課、水道課、港務課、土木部地籍課
2 大阪市	3,499,447	311,308,522	1,083,435	133,179,465	4,627,883	445,487,987	土木部地籍課
3 名古屋市	2,082,003	59,467,550	—	—	2,082,003	59,467,550	土木部地籍課
4 京都市	1,508,696	49,338,660	19,477	1,394,393	1,528,173	50,733,053	土木部地籍課
5 神戸市	731,532	34,084,771	36,753	2,268,136	768,285	36,352,907	土木部地籍課
6 横浜市	—	—	200,520	7,590,426	200,520	7,590,426	土木部地籍課
20萬以上							
7 廣島市	1,335	2,336	7,327	14,040	11,636	16,376	土木部地籍課
8 川崎市	379,114	3,845,520	8,107	8,107	387,221	3,845,520	土木部地籍課
9 吳江市	1,404,287	590,065	43,849	—	1,448,138	590,065	土木部地籍課
10 尼崎市	300,006	—	4,807	—	304,813	—	総務課
11 仙臺市	1,075,860	438,520	212,080	3,026,032	1,287,940	3,464,552	総務課
12 佐世保市	573,101	—	22,543	—	625,644	—	土木課
13 堺市	62,072	2,580,989	121,471	2,695,457	183,543	5,276,446	財務課
14 札幌市	882,679	6,136,914	4,661,385	5,146,420	1,374,064	11,283,334	財務課
15 熊本市	190,988	—	34,947	—	225,935	—	...
16 和歌山市	29,784	—	—	—	29,784	—	庶務課
10萬以上							
17 下關市	195,106	9,007,040	359,077	9,780,165	554,183	18,787,205	財務課
18 横須賀市	96,327	952,031	9,400	473,194	105,727	1,425,225	財務課
19 鹿兒島市	487,594	3,774,535	14,970	823,397	502,564	4,597,932	財務課
20 金沢市	223,398	—	124,142	—	347,540	—	議事課
21 岐阜市	200,230	4,114,737	6,304	76,680	206,534	4,191,417	庶務課
22 濱松市	80,482	588,293	156,681	2,663,577	237,163	3,251,870	庶務課
23 小樽市	2,020,813	3,737,107	3,758,750	5,353,778	5,779,563	9,090,885	庶務課
24 阿山市	310,176	—	45,745	—	355,741	—	庶務課
25 新潟市	93,181	—	37,227	—	130,408	—	庶務課
26 豊橋市	566,708	—	15,711	314,220	582,419	—	庶務課
27 高知市	—	—	—	—	276,760	—	庶務課
28 西宮市	198,101	—	4,138	—	202,239	—	庶務課
29 宇都宮市	319,895	3,255,785	1,014,707	927,970	1,334,602	4,183,755	庶務課
30 高松市	100,442	824,832	5,784	74,429	106,226	899,260	庶務課
31 室蘭市	2,544	—	11,211	—	13,755	—	庶務課
32 甲府市	119,803	581,877	13,717	10,394	133,520	592,271	庶務課
33 福井市	178,320	—	1,664	—	179,984	287,105	庶務課
34 姫路市	95,707	1,914,140	629,283	629,283	724,990	2,543,423	庶務課
35 四日市市	99,823	1,996,460	3,707	74,130	103,530	2,070,590	庶務課
5萬以上							
36 秋田市	56,366	709,539	243,036	835,747	299,402	1,545,286	庶務課
37 千葉市	27,745	194,215	1,136	11,360	28,881	205,575	庶務課
38 久留米市	66,246	962,703	20,796	123,090	87,042	1,085,793	庶務課
39 宇都宮市	128,480	881,896	30,640	924,230	159,120	1,806,125	庶務課
40 旭川市	62,530	—	362,059	—	298,446	175,423	庶務課
41 桐生市	99,027	508,971	10,899	44,217	109,926	553,188	庶務課
42 戸畑市	173,463	2,644,112	15,453	103,822	188,916	2,747,934	土木課

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答に據る。回答なき都市は削除した。  
 2. 行政財産は公用及公共用地、財政財産は収益財産を示す。  
 3. 該當なき都市：一 川口、浦和、長岡、釜石、宮古の各市。



6 各市市有地現在高 (昭和17年1月1日現在)

Table with columns: 都市, 行政財産 (坪數, 價格), 財政財産 (坪數, 價格), 計 (坪數, 價格), 市有地管 (理局課名). Rows include cities like 日立市, 岸和田市, 長野市, etc.

6 各市市有地現在高 (昭和17年1月1日現在)

Table with columns: 都市, 行政財産 (坪數, 價格), 財政財産 (坪數, 價格), 計 (坪數, 價格), 市有地管 (理局課名). Rows include cities like 山口市, 山口市, 三石市, etc.



## IX

## 社会事業及軍人援護事業

## 概 説

古い用法は暫く措き「厚生」といふ概念は、近年においてはリクリエーションの譯語として所謂餘暇善用運動に採用され、舊來の個人本位のスポーツ観念を排し、ある社会集團全體の心身の鍛錬、情操の陶冶を圖り、人的資質の向上を期する意味の語として生れ、これは經營體の能率増進運動と看做すべきものであるが、延いては國民體位の向上に好影響を齎らすものと考へ得る。斯様な意味合ひから消極的な疾病の豫防・救治を指す衛生といふ概念に代へて積極的に健康の増進を圖る分野も含めて謂はば保健衛生といふ語に通ずるものとしてこの言葉が用ひられるやうになつた。また戦争體制の強化が國家全體の生産力増強を要請し國家的な能率増進・國民皆働を必要とするに至り、從來社会的負擔において生活を維持してゐた要保護階級も次第に勤勞の途にかり立てられるやうになると、舊來の社会事業は漸くその活動を縮小さるる状況となつたわけであるが、この社会經濟機構の急激な變革は思想的にも生活的にも多くの國民層を昏迷に墮し入れ、非社会性を矯正するてふ社会事業は茲に新たな活動分野を見出した。それは從來社会事業がその對象と見て來たものよりも遙かに多數の國民層を對象とするものであり、またその課せられた使命も從來積極的方策と考へられた防貧などといふ手法よりもより高次の國民資質の向上といふ點にあつた。かくてこの新たな社会事業が舊來のそれと混同されることを避けるため、これを厚生事業と稱すべしとする意見も有力化しつつある。この後二者の概念は、國民資質の向上と人口の増強が、兵力としてまた統後産業要員として國家の重要關心事となり昭和 13 年厚生省の新設を見てから生れたものであるが、同省の出現によつてその所管行政部門を厚生行政と稱するため、これまた幾分範疇を異にする「厚生」概念が存するわけである。

厚生省は昭和 13 年 2 月創設以來數次の機構擴充のための改正を経て 16 年 8 月、人口・衛生・豫防・生活・勞働・職業の 6 局制を確立したのであるが、17 年 11 月 1 日より中央地方を通ずる行政簡素化に即應、1) 豫防局を衛生局に統合 2) 勞働局と職業局とを合併して勤勞局を設置 3) 保險院を廢止し保險局を新設し、同省の分課は大臣官房 (3 課)・人口 (涵養・修練・母子・鍛錬の 4 課)・衛生 (醫務・藥務・醫療・防疫の 4 課)・生活 (生活・住宅・保護の 3 課)・勤勞 (庶務・動員・配置・管理・給與の 5 課)・保險局 (健康保險・船員勞災・國民保險・年金保險の 4 課および健康保險指導所) の 5 局となつた (勅令第 760 號)。



特240

807

---

昭和18年9月7日印刷

昭和18年9月10日發行

住宅・土地〔非賣品〕

〔日本都市年鑑・昭和18年用分冊〕

〔出文協承認 あ300093〕

東京都麹町區日比谷公園2番地

編輯兼  
發行者 財團 東京市政調查會  
          法人  
          代表者 秦 滿

東京都京橋區京橋2丁目13番地

印刷者 松崎才一郎

---

發行所 財團 東京市政調查會  
          法人

東京都麹町區日比谷公園2番地  
〔日本出版文化協會會員番號220001〕

---